

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
電波法第26条、第28条、29条、38条	無線設備に対し、電波の公平かつ能率的な利用の達成、他の無線局への妨害排除等の理由により、技術基準を設けている。 また、免許申請者の利便性の向上、電波の有効利用のため、無線局の目的別の周波数割当てについて、その現状及び今後の計画を明らかにしている。	b		UWB無線システムについては、平成14年9月より情報通信審議会においてUWB無線システムの技術的条件について審議を行っており、5GHz帯無線アクセスシステム、第4世代移動通信システム等の無線システムに対して有害な混信を与えず、共存が可能になるような技術的条件について検討を進めているところである。 昨年3月にとりまとめた中間報告では、パブリックコメントにおいても、放送事業者、携帯電話事業者、電気事業連合会等から慎重に検討すべきとの意見が提出され、ITU-R等における国際的な検討との整合性を図りながら引き続き検討が必要であるとされている。 このため、ITUでの議論の結果を尊重し、国際的な検討との整合を図り、UWBが他の無線システムに有害な混信を与えない共用条件についてさらに検討を進めているところである。 また、現在、関係者の方々の協力により、UWBが既存の無線局へ与える影響について実証実験を行っており、これらの結果についても国内での議論に反映していきたいと考えている。 なお、実験局の対応については、早期に免許が付与出来るように対応させて頂いているが、UWBの使用周波数帯域が広帯域であり、機器や実験場所ごとに既存無線システムへの影響の有無等について審査を行う必要がある。		ZA080001	総務省	UWB無線システムの早期開放と5GHz帯無線アクセスシステム等との共用条件の検討	5033	5033A001	1	株式会社パッファロー	1	UWB無線システムの早期開放と5GHz帯無線アクセスシステム等との共用条件の検討	UWB無線システムは現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 UWB無線システム委員会において議論が進められております。ユビキタス社会の実現に向けて有効な技術の一つであるUWB無線システムの製品化が早期に実現できる事を切に希望いたします。同時に、5GHz帯無線アクセスシステム等と相互に干渉を起こすことの無い稼働可能な共用条件の設定を希望いたします。		ユビキタス社会の実現に向けてさまざまな技術開発が進められている中で、本年5月に行われました5GHz帯無線アクセスシステム開放は、近年急速に普及してきた無線LANシステムを大きく成長させるきっかけとなるとされており、新たにUWB無線システムが加わることはユーザーの選択を広げ利便性を拡大することに有効であり大いに推進していきたいと思っております。しかしながら、これらの有効な技術が相互に干渉を起こす事はユーザーに無用の混乱を与え、システムの普及を妨げることとなります。新しいUWB無線システムにおいては5GHz帯無線アクセスシステム等と共存を図ることができる方策のご検討をお願いいたします。	
電波法第26条、第28条、29条、38条	無線設備に対し、電波の公平かつ能率的な利用の達成、他の無線局への妨害排除等の理由により、技術基準を設けている。 また、免許申請者の利便性の向上、電波の有効利用のため、無線局の目的別の周波数割当てについて、その現状及び今後の計画を明らかにしている。	b		UWB無線システムについては、平成14年9月より情報通信審議会においてUWB無線システムの技術的条件について審議を行っており、5GHz帯無線アクセスシステム、第4世代移動通信システム等の無線システムに対して有害な混信を与えず、共存が可能になるような技術的条件について検討を進めているところである。 昨年3月にとりまとめた中間報告では、パブリックコメントにおいても、放送事業者、携帯電話事業者、電気事業連合会等から慎重に検討すべきとの意見が提出され、ITU-R等における国際的な検討との整合性を図りながら引き続き検討が必要であるとされている。 このため、ITUでの議論の結果を尊重し、国際的な検討との整合を図り、UWBが他の無線システムに有害な混信を与えない共用条件についてさらに検討を進めているところである。 また、現在、関係者の方々の協力により、UWBが既存の無線局へ与える影響について実証実験を行っており、これらの結果についても国内での議論に反映していきたいと考えている。 なお、実験局の対応については、早期に免許が付与出来るように対応させて頂いているが、UWBの使用周波数帯域が広帯域であり、機器や実験場所ごとに既存無線システムへの影響の有無等について審査を行う必要がある。		ZA080001	総務省	超広帯域無線システム(UWB: Ultra Wideband)利用のための早期制度整備	5053	5053A127	1	(社)日本経済団体連合会	127	超広帯域無線システム(UWB: Ultra Wideband)利用のための早期制度整備	UWB無線システムの導入、商用化に向けて、早期に制度整備を行なうべきである。	UWB無線システムは、無線による大容量データの高速伝送を可能にするとともに、周波数の有効利用の手段としても期待されており、ユビキタス社会の実現に向けた基幹技術として、新たなアプリケーションの創出、国民の利便性の向上等に対する期待が高まっている。既に米連邦通信委員会(FCC)では一定の条件の下で使用が許可され、米国内では様々な機器が開発されている。わが国においても、実験局を申請し認可を受ければ開発は実行できるが、認可に長期間を要することや、機器毎に申請が必要とされるなど実際に開発を進める環境にはない。また、商用使用については明確な認可時期が明らかになっていない。UWB無線システム委員会の中間報告では、「ITU-R、IEE等における検討状況を踏まえつつ、国際的な検討との整合性を図ることが必要」とあり、2005年1月の「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各官庁からの再回答においても、「ITU等の国際的な検討動向を踏まえつつ、今後検討を進める必要がある」とある。わが国においても、米国のをはじめ、国際的な動向に遅れをとることのないよう、既存の無線機器等への混信など技術的な実証を早期に実施し、その評価を踏まえつつ、UWB無線システム周波数帯域における電波関連法令の制度整備を早期に行うべきである。	UWB無線システムは、パルス状の電波を放射して数GHz幅以上の非常に広い周波数帯域にわたって電力を放射するシステムであり、近距離で大容量の高速通信を可能とする無線方式である。 総務省情報通信審議会情報通信技術分科会UWB無線システム委員会において、UWB無線システムの技術的条件について検討が行われ、2004年3月に中間報告が示されたものの、商用化に向けた電波関連法令等の具体的な制度整備が進んでいない。	
電波法第26条、第28条、29条、38条	無線設備に対し、電波の公平かつ能率的な利用の達成、他の無線局への妨害排除等の理由により、技術基準を設けている。 また、免許申請者の利便性の向上、電波の有効利用のため、無線局の目的別の周波数割当てについて、その現状及び今後の計画を明らかにしている。	b		UWB無線システムについては、平成14年9月より情報通信審議会においてUWB無線システムの技術的条件について審議を行っており、5GHz帯無線アクセスシステム、第4世代移動通信システム等の無線システムに対して有害な混信を与えず、共存が可能になるような技術的条件について検討を進めているところである。 昨年3月にとりまとめた中間報告では、パブリックコメントにおいても、放送事業者、携帯電話事業者、電気事業連合会等から慎重に検討すべきとの意見が提出され、ITU-R等における国際的な検討との整合性を図りながら引き続き検討が必要であるとされている。 このため、ITUでの議論の結果を尊重し、国際的な検討との整合を図り、UWBが他の無線システムに有害な混信を与えない共用条件についてさらに検討を進めているところである。 また、現在、関係者の方々の協力により、UWBが既存の無線局へ与える影響について実証実験を行っており、これらの結果についても国内での議論に反映していきたいと考えている。 なお、実験局の対応については、早期に免許が付与出来るように対応させて頂いているが、UWBの使用周波数帯域が広帯域であり、機器や実験場所ごとに既存無線システムへの影響の有無等について審査を行う必要がある。		ZA080001	総務省	UWBの技術開発について	5077	5077A001	1	株式会社NTTドコモ	1	UWBの技術開発について	平成14年9月30日に総務大臣から情報通信審議会にUWB無線システムの技術的条件について諮問され、情報通信技術分科会において審議されています。当初スケジュールでは平成15年9月頃答申予定でしたが、平成16年1月に第3回委員会において既存の無線システムとの屋内で1台のUWBデバイスとの机上検討の結果としてシステム毎に一定の離隔距離が必要との中間報告がなされています。現在、審議中のITU-Rでの議論を踏まえ、UWBの目標性能を考慮しながら、第4世代移動通信システムを含めた既存無線システムとの共用を図るため、現実的な技術的条件を決めることが、早期導入に向けて肝要と考えます。	e-japan重点計画 - 2004において「UWB(超広帯域無線)の技術開発」について2004年度末を目途に結論を得ることとなっております。一方、e-japan重点計画 - 2004において「第4世代移動通信システム実現のための研究開発」については2010年までに実現を図ることとなっております。特に、第4世代移動通信システムはUWB無線システムと同じ室内での同時使用が想定されることより、互いに干渉を避けながらの共存が必須となるためです。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
電波法第26条、第28条、29条、38条	無線設備に対し、電波の公平かつ能率的な利用の達成、他の無線局への妨害排除等の理由により、技術基準を設けている。 また、免許申請者の利便性の向上、電波の有効利用のため、無線局の目的別の周波数割当てについて、その現状及び今後の計画を明らかにしている。	b		UWB無線システムについては、平成14年9月より情報通信審議会においてUWB無線システムの技術的条件について審議を行っており、5GHz帯無線アクセスシステム、第4世代移動通信システム等の無線システムに対して有害な混信を与えず、共存が可能になるような技術的条件について検討を進めているところである。 昨年3月にとりまとめた中間報告では、パブリックコメントにおいても、放送事業者、携帯電話事業者、電気事業連合会等から慎重に検討すべきとの意見が提出され、ITU-R等における国際的な検討との整合性を図りながら引き続き検討が必要であるとされている。 このため、ITUでの議論の結果を尊重し、国際的な検討との整合を図り、UWBが他の無線システムに有害な混信を与えない共用条件についてさらに検討を進めているところである。 また、現在、関係者の方々の協力により、UWBが既存の無線局へ与える影響について実証実験を行っており、これらの結果についても国内での議論に反映していきたいと考えている。 なお、実験局の対応については、早期に免許が付与出来るように対応させて頂いているが、UWBの使用周波数帯域が広帯域であり、機器や実験場所ごとに既存無線システムへの影響の有無等について審査を行う必要がある。		ZA080001	総務省	超広帯域無線(UWB)システムの利用に関する規定の整備	5107	5107A001	1	KDDI株式会社	1	超広帯域無線(UWB)システムの利用に関する規定の整備	情報通信審議会においてUWB無線システムの導入に向けた検討が行われているが、次世代携帯電話等の移動通信システムや無線ブロードバンドシステムの発展に支障が起きないように、審議会の中間報告にも示されているように、ITU-R勧告等を尊重し国際的な検討結果と整合のとれた制度とすべきである。  情報通信審議会においてUWB無線システムの導入に向けた検討が行われているが、次世代携帯電話等の移動通信システムや無線ブロードバンドシステムの発展に支障が起きないように、審議会の中間報告にも示されているように、ITU-R勧告等を尊重し国際的な検討結果と整合のとれた制度とすべきである。	コピキタネット社会に向かう今後の社会経済の発展にとって、次世代携帯電話、無線ブロードバンドシステムが、重要な役割を果たすものと期待される。そのためには、良好な無線回線品質を実現する周波数の確保とその維持が不可欠である。 一方、UWB無線システムも情報家電など、家庭の情報化を促進するものとして期待されているが、広帯域の周波数帯の電波を放射するため、次世代携帯電話や無線ブロードバンドシステムなど、今後の基幹となるシステムと互いに共存するか(これらのシステムの発展の障害とならないようにするか)が課題となっている。		
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	'外国投資家'の定義のうち、'非居住者である個人'または'外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体'により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については'外国投資家'と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c		(理由) 財務省回答と同旨		ZA080046	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	'外為法に基づく'('外国投資家'規制の適用除外)	5034	5034A011	1	(社)関西経済連合会	11	'外為法に基づく'('外国投資家'規制の適用除外)	'外国投資家'の定義のうち、'非居住者である個人'または'外国法令に基づいて設立された法人その他の団体'または'外国に主たる事務所を有する法人その他の団体'により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に限り、適用範囲の見直しを行っていただきたい。例えば、株式会社において極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないことから、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる。適用除外とする措置を検討いただきたい。	本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式会社において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで、対内直接投資の届出の必要性や対外直接投資の届出の必要性が変動するとすれば、いたずらに混乱を招くものと考えられる。資本市場の国際化の実態に見合った対応が望まれる。		
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	'外国投資家'の定義のうち、'非居住者である個人'または'外国法令に基づいて設立された法人その他の団体'または'外国に主たる事務所を有する法人その他の団体'により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については'外国投資家'と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c		(理由) 財務省回答と同旨		ZA080046	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく'外国投資家'規制の適用除外	5088	5088A044	1	社団法人リース事業協会	44	外為法に基づく'外国投資家'規制の適用除外	外国人株式保有比率50%超の企業で、実質的に外国人支配下でない企業における外為法上の'外国投資家'規制の適用除外を要望する。	形式上の規制適用による不要な事務コストが削減される。	'外国投資家'の定義のうち、'非居住者である個人'または'外国法令に基づいて設立された法人その他の団体'または'外国に主たる事務所を有する法人その他の団体'により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に限り、適用範囲の見直しを行っていただきたい。例えば、上場会社の場合、いずれの特定の外国人(企業支配や議決権行使について共通の意思をもった一団)の議決権比率が20%未満である場合などは、規制趣旨の範囲外であるものと思われる。適用除外とする措置を検討いただきたい。本来この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的であるものと思われる。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースで、この規制を適用する必要性は無いものと考えられる。また、株式会社において株主状況が把握できるのは半期毎であり、たまたまその時の市場での株式売買の結果、形式的に外人保有比率が50%を超えたかどうかで外為法上の属性が変化するように、いたずらに混乱を招き、不要な事務等が発生する。資本市場における国際化に配慮した対応を願いたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	平成17年度から海外出張先での支払い対象を限定したカード支払いを実施	b		1.カードでの決済は、現在、海外出張先での支払対象を限定した少額の支払いにのみ実施しているところである。今後、要望主体が要望している一般経費まで対象を拡大することについては、現行の会計制度の中で効率性、経済性、安全性等の問題を検討したうえで導入可能であるか判断する必要がある。 2.また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務」システム最適化計画」が決定されたところであり、今後は、最適化計画の実施内容として掲げられた支払いの電子化を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算執行管理システム」を設計・開発・運用(運用開始予定平成21年度)を行うこととしている。したがって当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて、可能なものから実施していきたい。		zA080002	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
	平成17年度から海外出張先での支払い対象を限定したカード支払いを実施	b		1.カードでの決済は、現在、海外出張先での支払対象を限定した少額の支払いにのみ実施しているところである。今後、要望主体が要望している一般経費まで対象を拡大することについては、現行の会計制度の中で効率性、経済性、安全性等の問題を検討したうえで導入可能であるか判断する必要がある。 2.また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務」システム最適化計画」が決定されたところであり、今後は、最適化計画の実施内容として掲げられた支払いの電子化を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算執行管理システム」を設計・開発・運用(運用開始予定平成21年度)を行うこととしている。したがって当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて、可能なものから実施していきたい。		zA080002	全省庁	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各官庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。 出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。		前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難であると考え、なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要ことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。 多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものと考え、物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考え、このため、御省においても導入をお願いしたい。	
	平成17年度から海外出張先での支払い対象を限定したカード支払いを実施	b		1.カードでの決済は、現在、海外出張先での支払対象を限定した少額の支払いにのみ実施しているところである。今後、要望主体が要望している一般経費まで対象を拡大することについては、現行の会計制度の中で効率性、経済性、安全性等の問題を検討したうえで導入可能であるか判断する必要がある。 2.また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務」システム最適化計画」が決定されたところであり、今後は、最適化計画の実施内容として掲げられた支払いの電子化を実現するために経済産業省が主体となって関係府省の協力を得つつ「予算執行管理システム」を設計・開発・運用(運用開始予定平成21年度)を行うこととしている。したがって当省としては、同システムの開発の動向を踏まえて、可能なものから実施していきたい。		zA080002	全省庁	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカードの導入	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
	【国】平成17年度から海外出張先での支払い対象を限定したカード支払いを実施	【国】b【地方公共団体】d		<p>【国】カードでの決済は、現在、海外出張先での支払対象を限定した少額の支払いにのみ実施しているところである。今後、要望主体が想定している一紙経費まで対応することについては、現行の会計制度の中で効率性、経済性、安全性等の問題を検討したうえで導入可能であるか判断する必要がある。</p> <p>2.また、物品調達、物品管理、謝金、請求手当及び旅費の各業務については、「物品調達、物品管理、謝金、請求手当、補償金及び旅費の各業務システム連通化計画」が定められたところであり、今後は、最適化計画の実施内容として掲げられた支払いの電子化を実現するために経済産業省が主催となって国・自治体間の連携を促す「事業執行連通システム」を設計・開発・運用(運用開始予定平成18年度)を行うこととしている。したがって当面としては、同システムの開発の動向を踏まえて、可能なものから実施していきたい。</p>		zA080002	全省庁	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	
行政書士法第1条の2、第19条第1項	<p>(業務) 第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p> <p>(業務の制限) 第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。</p>			行政書士法第19条第1項は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関ることから、一定の能力が裏づけされ、かつ守秘義務等が課せられる資格者に限ってこれを行うことを認めることとしたものである。この趣旨を踏まえれば、権利義務又は事実証明に関する書類の作成については、国民の利益保護の観点から不適当と見做される。また、職員による支出の際においても、物品の購入等については、地方自治法・地方自治法施行令の規定により契約を締結する必要があるため、地方自治法施行令第17条の第1項に規定する趣意契約によることができる事由に該当する場合は認められること等の支払以外の関連規定にも十分留意する必要がある。		zA080003	総務省	権利義務又は事実証明に関する書類の作成についての行政書士による独占の廃止。	5003	5003A001	1	個人	1	権利義務又は事実証明に関する書類の作成についての行政書士による独占の廃止。		当該規制の緩和によって、法律行為の媒介を業とする会社等(不動産取引業者、職業紹介業者等)が当事者のために書類又は電磁的記録を作成できることとなり、当事者に対するより円滑かつ安全なサービスの提供が可能となる。なお、当該規制は不明確かつ広範にわたっており、多分野での同様の効果が予想される。	<p>1 現実の取引社会において、権利義務又は事実証明に関する書類(以下「権利義務関係書類」という。)の作成は、宅地建物取引業者や不動産取引業者といった行政書士以外の者によって一般的に行われており、既に行政書士法(以下「同法」という。)第19条の第1項は形骸化している。仮に、同法同項を厳格に適用すれば、社会生活が混乱し、かえって同法の目的でもある「国民の利便」を齎す結果となる。</p> <p>2 権利義務又は事実の証明手段については、民事訴訟法上は、自由心証主義(民事訴訟法第247条)およびそのほかの文書が直接的又は間接的に権利義務関係書類に該当しうらに反する。その作成が特定の職種者のみに限定されているかのような法規が存在することは、国民の経済的活動や法律的行為を阻害し、競争を阻害するものである。</p> <p>3 同法第19条第1項における行政書士業務の包括的な規定は、国民が行政書士と弁護士との業務範囲を混同する原因となっており、事件性のある法律事務は弁護士法第72条により規制されている。それよりも形式的に認められる権利義務関係書類の作成業務を兼ねて規制することは、過剰な規制である。</p> <p>4 実体法上の意思決定を伴う代理人としての契約関係書類の作成(同法第19条第1項)が専ら独占されているにもかかわらず、同法第19条第1項本文(反対解釈)、単独な事実行為に過ぎない書類作成のみの業務を専門資格者の独占とすることは、法律上の均衡を欠く。</p>	
地方自治法第138条の4第3項	<p>第三百三十八条の四 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p>			提案主体が想定している機関が、地方自治法第138条の4第3項に規定する、調停、審査、諮問又は調査のための機関たる附属機関に該当するものであるが明らかではないが、附属機関に該当する場合には、附属機関は行政組織の一環をなすものであることから、他の行政組織と同様に議会の統制の下におくことが必要であり、普通地方公共団体が任意に設置する附属機関については、すべて条例により設置しなければならない。なお、ご指摘の機関が附属機関に該当しない場合には、当然のことではあるが地方自治法第138条の4第3項の適用はないものである。		zA080004	総務省	条例により設置する附属機関以外の要綱等による審議会等の設置に関して法的根拠	5016	5016A001	1	国分寺市長	1	条例により設置する附属機関以外の要綱等による審議会等の設置に関して法的根拠		市民の意見を市政に反映することを目的に、市民参加をより拡充していくためには、市民参加の方法も多様な形態をとることができ、より一層の拡充を図ることも可能となる。しかし、条例によらないこと、容易に、また無秩序にこうした機関を設置していくものではないことは当然のことであり、また附属機関と同様、真に必要な場合に設置をしていくものである。	<p>市政運営のあらゆる場面において、今や市民参加による意見反映は必要不可欠となっている。この目的を実現するために規則、訓令等により懇談会、協議会等を設置して運用してきている。その委員は市民(報酬、謝礼はなし。)、識見者(謝礼を支給。)で組織し、その任務、所掌事項には計画策定のための案を検討すること、策定された計画の進捗(状況)を管理・評価すること、条例案の協議・検討を行うことなどがあ。首長はそこでの検討内容や結果を参考に政策・施策・事業の意思決定をしていくという手法が日常的に行われてきている。しかしこうした機関が、条例に基づいて設置されていないことを理由に、違法であるという見解があり、早急にその法的対応措置を講ずる必要がある。</p>	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
電気通信事業法第50条 電気通信番号規則第10条第3号 電気通信番号規則の細目を定める件(平成9年総務省告示第574号)第3条第2号	電気通信番号は電気通信事業者の申請に基づき総務大臣が指定し、1から始まる3桁の番号については、告示及び「平成10年度電気通信番号に関する研究会」で取りまとめられた報告書中の利用指針に基づき具体的な番号を電気通信事業者に指定	b	-	本年9月からを目途に研究会等において検討し、平成17年度中を目途に結論を出す。 新たな番号計画策定後のサービス提供については、各電気通信事業者の判断による。		ZA080005	総務省	行政に対する問合せ専用番号としての3桁電話番号の割り当て[新規]	5018	5018A001	1	横浜市	1	行政に対する問合せ専用番号としての3桁電話番号の割り当て[新規]	横浜市ではひとつの電話番号で市民からの問合せに一元的に対応するコールセンターを設置しているところがあるが、0A-1の10桁の電話番号では国民が比較的覚えにくく、その利用の都度電話番号を調べなければならぬという不便等があることから、国民に対し覚えやすく利用しやすい電話番号として行政向けの問合せ専用の電話番号として3桁の電話番号の創設・割り当てを要望する。 さらに、現在他のいくつかの地方自治体でもコールセンターを設置し又は設置を予定しており、潜在的な需要は大きいものと考えられる。	3桁の電話番号を割り当てれば、国民が覚えやすく利用の都度番号を調べる必要がなくなるほか、横浜市のように外部委託でコールセンターを行っている場合、その委託先が変更になった場合でも番号を変更する必要がなくなり、恒常的に利用することができるようになり、番号の変更によるサービスの低下を防ぐことができる。	電話番号は有限な資源であるため、総務省において電気通信事業法及び電気通信番号規則に基づき電気通信事業者に対し電気通信番号を割り当てているところであり、3桁の行政向けの電話番号を創設するためには、電気通信番号規則においてその旨の番号を設定するための規定を整備し、具体的に番号を割り当てることが必要。	米国では行政のコールセンター用の番号として「311」という3桁の電気通信番号を割り当てている。 別添資料として、横浜市のコールセンターの概要を添付する。
地方公務員法第58条第3項、地方公営企業法第39条第1項、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項、労働基準法第91条	企業職員及び単純労働職員(以下「企業職員等」という。)については、労働基準法第91条により、就業規則で減給を定める場合、その減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が一賃支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない旨規定されている。 一方、一般行政職については、地方公務員法第29条で、職員の懲戒の手続き及び効果は、法律に特別の定めのある場合を除く外、条例で定める旨規定されている。 この条例の準則として、総務省自治行政局公務員部公務員課が示している「職員の懲戒及び効果に関する条例(案)」では、減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する勤務手当の合計額の10分の1以下の額を減ずるものとする旨規定されており、弘前市の条例(弘前市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例)においても、基本的にこれを踏襲したものとされている。 このように、企業職員等と一般行政職員の間で、懲戒に係る減給処分の扱いが異なったものとなっている。	c		懲戒処分の制限について、企業職員等と民間企業の労働者との均衡ではなく、一般行政職員との均衡に重きを置くことは、規制改革・民間開放推進の観点になじまないものと考えられる。 具体的には、企業職員等については、その従事している業務が独立採算原則の下経営されており、民間企業における類似の業務と共通する性格を有していることから、労働基準法の適用関係について、より民間企業の労働者に近いものにする必要がある。したがって、懲戒処分の制限についても、企業職員等は一般行政職員との均衡ではなく、民間企業の労働者との均衡に配慮すべきものである。 なお、国有林野事業を行う国の経営する企業等に勤務する国家公務員(現業職員)に対しては、国家公務員法第74条第2項の規定が適用され、同項に基づき(人事院規則12-01)が適用されることから、労働基準法第91条の規定が適用されないこととなるが、企業職員等については、地方公務員法第29条第4項の規定が適用されるが、「法律に特別の定めがある場合を除く外」適用されるもので、この「法律」に労働基準法第91条が該当することから、東京地裁(S54.3.22)の判決が企業職員等に対し、そのまま適用されるものではない。よって、従事する職務の性格の異なる企業職員等を一般行政職員と同一の量定及び効果とする必要性は認められず、全国規模での対応は不可能である。		ZA080006	総務省	地方公務員に係る懲戒減給処分の公平化	5021	5021A001	1	青森県弘前市	1	地方公務員に係る懲戒減給処分の公平化	地方公務員のうち企業職員・単純労働職員の懲戒減給処分について、労働基準法第91条の適用があるものとして取り扱われている運用(規制)を緩和してほしい。具体的には、労働基準法第91条に優先して地方公務員法第29条に基づく条例が適用されるものとして一般行政職員と均衡を失わない減給処分が可能としてほしい。 または労働基準法第91条による減給額の上限について、不良製品1個等に対する制裁と職場規律違反・対外的信用失墜に対する制裁と分離して定める等の見直しをして、企業職員等の重大な非遵行為は一般行政職員と均衡を失わない減給処分が可能となるよう上限を緩和してほしい。	地方公務員の中で人事交流がある一般行政職員、企業職員、単純労働職員という職員区分にかかわらず、同一事由による懲戒処分を受ける場合、同程度の量定・効果にすることが可能となる公平、公正な人事管理体制を確立することで、地方公共団体における規律と秩序を維持する。	人事交流により企業職員となった者が一般行政職員であった期間に起こした非遵行為に係る懲戒減給処分を受けるところがある。この場合、処分時点で企業職員であるため、労働基準法第91条による減給制限を受け、同一の非遵行為を行った一般行政職員と減給の効果額が最大36倍余となる等の不均衡が生じている。国家公務員の企業職員及び現業職員は、地方公務員の企業職員及び現業職員と同様の形式で形式的に労働基準法が適用されるが、懲戒減給処分は労働基準法第91条に優先して行える。国家公務員について労働基準法第91条の規定の適用については是を認めた東京地裁判決がある。	自治省宮川氏研究稿 要望理由説明資料 関係法令抜粋 富岡営林署減給事件 東京地裁判決 行政事例 地方公務員法関係資料 仙台市行政機構図 病院・下水道事業法 適用資料 企業職員数資料 16年6月要望時総務省回答 経営法曹会議提出意見 労務管理要覧
該当なし	船舶に係る固定資産税は、当該船舶の停泊の状況等一定の条件によって、各港湾の所在する市町村に配分(さらに港湾が2以上の市町村に渡る場合は、停泊の状況や港湾費の額等で配分)され、配分を受けた市町村が課税徴収している。なお、既に各種船舶について固定資産税の課税標準の特例措置が設けられている。	f		単に税の減免や特例措置を求めるものである。		ZA080007	財務省 総務省 国土交通省	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	5022	5022A001	1	社団法人日本船主協会	1	港湾関係諸税ならびに諸料金の適正化	港湾関係諸税(とん税、特別とん税、船舶固定資産税)並びに諸料金(入港料、公共岸壁使用料等)の徴収の目的ならびに考え方を明確にした上で、諸外国と同等となるよう制度の適正化を図ること。	外航船はわが国港湾への入港毎に港湾関係諸税である「とん税」、「特別とん税」が課されている(さらに日本籍船には固定資産税が課されている)。また、税ではないが、殆どの港では、環境整備負担金として「入港料」が別途設定され徴収される等二重三重の負担となっている。諸外国では、このような二重・三重の負担はなく、さらに、徴収する場合であっても、その徴収目的が港湾の維持・改修費用など用途が明確化されている。しかし、わが国では、目的も用途も全く不明確であり、さらに、「とん税」は国税(財務省)、「特別とん税」は地方税(港湾所在の市町村)、「入港料」は港湾管理者と関係者が多岐にわたるため、まずは、徴収の目的ならびに問題点(とん税は国税であるにもかかわらず、複数港への入港の都度徴収されている)や考え方を整理し、諸外国と水準が同等となるよう制度改正を行うなどの適正化を図るべきである。物流コストの削減ならびにわが国港湾の国際競争力回復のためにも制度改正は必要である。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
独立行政法人通則法第47条第2号	独立行政法人の余裕金の運用先は、銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金と規定されており、主務大臣の指定があれば信用金庫及び信用金庫連合会は余裕金の運用先になり得るものである。	d		法律の改正を行わなくても、現行制度上、主務大臣の指定があれば信用金庫と信用金庫連合会を独立行政法人の余裕金の運用先に加えることは可能である。 なお、御指摘の「規制緩和推進3か年計画」による政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、各府省は、「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」といった法律の規定を改正するのではなく、信用金庫と信用金庫連合会を追加指定することにより対応している。		zA080008	総務省	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	5032	5032A027	1	社団法人全国信用金庫協会・信金中央金庫	27	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	(独立行政法人通則法の運用の緩和)右記同様	全ての独立行政法人の余裕金の運用先として、「銀行その他主務大臣の指定する金融機関」の条項に「信用金庫及び信用金庫連合会」を加える。	独立行政法人通則法第47条第2号によると、独立行政法人の業務上の余裕金の運用方法については、「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金」となっており、「信用金庫及び信用金庫連合会」は、案件が発生する都度、主務大臣による指定が必要となっている。政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、「規制緩和推進3か年計画」において「信用金庫及び信用金庫連合会」を追加する旨の閣議決定がなされていること、どこの金融機関と取引を開始するかどうかは当該独立行政法人が決定すべきこと等から、銀行が指定されている現行告示を改正するとともに、今後指定される告示についても、「信用金庫及び信用金庫連合会」を明記するように要望する。	継続
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 地方自治法及び関連通達		e		地方公共団体による契約のあり方については、基本的には各地方公共団体において判断されるべきものである。なお、分属・分割発注のあり方に関する指針は、官公需法に基づく閣議決定(「中小企業者に関する国等の契約の方針について」)に地方公共団体が努めるべき官公需に関する施策の方針が示されているところであるため、この方針を踏まえ適切な対応が行われているものと考えている。		zA080009	国土交通省 総務省	官公需法による過度な中小建設業者保護について	5034	5034A023	2	(社)関西経済連合会	23	官公需法による過度な中小建設業者保護について	1. 制定時に比べれば倍近くまで上がっている官公需契約自撮率が適正かどうかの見直しが必要ではないか。 2. 発注規模及び工種を細分化をする際には、飽くまで工期短縮、コストダウンを第一義にした上で検討願いたい。		1. 発注規模の細分化はコストアップ及び工期の長期化が不可避であり、非効率である。	
地方税法第447条 地方税法施行規則第16条	自動車保有関係の手続きに関しては、各市町村の判断で法に則った制度の運用を行っている。	d		原動機付自転車に係る軽自動車税の申告書等は省令様式が定められている。原動機付自転車の取得、譲渡、廃車等に係る手続きは、統一様式により行われている。原動機付自転車の保有に関する手続きについては、市町村以外の行政機関への届出等はなく、市町村の税担当窓口に対してのみ一回(ワンストップ)で完結するものとなっている。なお、自賠責保険の手続きに関しては、当省は所管していない。		zA080010	総務省	原付二輪車の届出関係事務の統一とワンストップサービスへの取り込み	5046	5046A018	1	(社)日本損害保険協会	18	原付二輪車の届出関係事務の統一とワンストップサービスへの取り込み	原付の届出・変更等に関して市町村ごとに差異のある書類の名称や様式、手続きを統一したうえで、届出事項・廃車申告・標識返納などの手続きや証明書類の取り寄せが容易となるよう、ワンストップサービスのインフラに市町村が加えられる仕組みを検討して頂きたい。	自賠責保険の異動・解約事務の必要書類の取り寄せが確実・簡易に行えることにより、契約者サービスの向上と事務効率化が図られる。	自賠責保険の異動・解約においては、証明書とともに、異動・解約事由を証明する書類を求めている。原付の場合、登録ではなく、届出市町村ごとに管理されており、様式や請求方法も統一されていないこともあって、転居・移転を伴う場合や契約者が遠方の場合など取り付けに支障を来すことがある。たとえば、廃車による解約では、市町村で「廃車申告受付証」を証拠書類として取り付けているが、名称が異なる場合がある。直接の窓口が市町村であっても、実務上の便宜のために統一を図るとともに、市町村をネットワークでつなぐことは主務官庁により検討、働きかけが可能な事柄と考える。自賠責保険が国による強制保険制度であることを踏まえ、省庁間での、あるいは市町村との連携をお願いしたい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
消防法第17条第1項 消防法施行令第21条、別表第1	消防法施行令第15(5)項に掲げる旅館等、又は、(16)項に掲げる複合用途防火対象物のうちその一部が旅館等の用途に供されているものに該当する防火対象物で延べ面積が300㎡以上のものについては、自動火災報知設備を設置することとされている。	c	-	旅館等については、不特定多数の者の出入りがあるだけでなく、就寝を伴うものであり、火災が発生した場合、安全かつ円滑な避難に支障を生じるケースが多く想定され、人命危険性が高いことから、一定規模(延べ面積300㎡)以上のものに自動火災報知設備の設置が義務付けられているところであり、また当該旅館等の管理又は経営等を営む者には当然にその宿泊者の安全を確保する責任があることに鑑みれば、自動火災報知設備の設置基準を緩和することは困難である。 代替措置として自動火災報知設備に代えて住宅用火災警報器や避難はしご等の設置が提案されているが、主として居室内部のみ火災の発生を報知することを目的とした住宅用火災警報器のみでは、火災が発生した場合に在館者全てに火災の発生を報知し、早期に避難を開始させることは難しく、同等の安全性を確保することはできないと考える。		zA080011	総務省	特別豪雪地帯における高床式農家民宿の各種設置基準の緩和(消防法、建築基準法)	5047	5047A001	1	新潟県	1	特別豪雪地帯における高床式農家民宿の各種設置基準の緩和(消防法、建築基準法)	平成16年12月10日付けで全国展開された農家民宿の消防用設備等に関する特例基準では、各客室から直接外部に容易に避難できる等の場合には、「誘導灯」「誘導標識」「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置を要しないとされ、一般住宅を活用した農家民宿開業に向けた規制緩和が図られた。しかし、特別豪雪地帯においては、雪で埋没してしまう1階部分を基礎コンクリート造りにして車庫や作業場とし、2階、3階部分に居住するという高床式住宅が多数見られ、この多くは延べ床面積が300㎡以上に該当し、自動火災報知設備の設置が義務付けられ多額の投資が必要になるなど大きな障害となっている。 特別豪雪地帯の高床式農家民宿については、住宅用火災警報器や避難はしごの設置等により各客室から安全に避難できる等の条件を満たす場合、「自動火災報知設備」の設置判断に用いる延べ床面積から居室に供しない1階基礎部分を除外する。」	自動火災報知設備の設置基準は、雑居ビル火災を契機に平成15年10月に規制強化(500㎡ 300㎡以上)されたもので、市街地の建築物と同様の厳格な規制が農家民宿にも適用されている。 これは、火災発生初期における警報到達性の悪い雑居ビルを想定した規制と考えられ、1階基礎部分を居室に供しない高床式住宅には過大な設備であり、現行制度では特別豪雪地帯の農家民宿開業の大きな障害になっている。 本規制緩和により特別豪雪地帯における農家民宿の開業の可能性が拡大することで、都市と農山村との交流がさらに促進し、中山間地域の新たなビジネスチャンスとして地域の活性化が期待される。	添付資料1.新潟県における高床式住宅の状況写真 添付資料2.特別豪雪地帯の高床式住宅比較図(構造、避難経路) 添付資料3.豪雪地帯及び特別豪雪地帯地図	
地方税法第700条の22の2、22の3等	軽油を製造するとき、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和するとき等は、原則として都道府県知事の承認を受けなければならない。 違反した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下(法人:3億円以下)の罰金に処し、又はこれを併科する。 違反して製造された軽油等を備を知って譲り受けるなどした者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下(法人:1億円以下)の罰金に処し、又はこれを併科する。	d	-	総務省では、平成16年度税制改正において、軽油引取税を脱税した者や都道府県知事の承認を受けずに軽油を製造した者等に対する罰則の大幅な引上げ、不正軽油を譲り受けるなどした者に対する罰則の創設等の対策を講じたことに加え、平成17年度税制改正において、夜間に強制調査を行うことができる税目に軽油引取税を加えるなど改正を行ったところである。 都道府県においては、これらの改正法の規定を積極的に適用し、犯則調査を行っている。 また、昨年9月には消防庁と、本年7月には国土交通省と、それぞれ全国に設置されている不正軽油対策協議会等への参加や不正軽油の取締りに関する情報の提供・共有の在り方等について取決めを行うなど、不正軽油の撲滅に向け、関係省庁等との協力関係を推進しているところである。 今後とも、不正軽油製造・流通の実態を踏まえた上で、関係省庁等と連携を図りつつ、軽油引取税脱税防止対策の更なる強化策について検討していくこととしている。		zA080012	総務省 環境省	不正軽油対策	5048	5048A013	1	東京都	13	不正軽油対策	不正軽油製造等を根絶するため、関係省庁が一体となった実効性のある対策を講じること。		・平成16年度の廃棄物処理法の改正では硫酸ビッチの保管基準等の強化等がなされ、平成16年度の地方税改正では、軽油引取税の脱税にかかる罰則の引き上げ及び不正軽油の譲受に関する罰則の創設等が盛り込まれた。 ・しかし現行制度では不正軽油を製造する行為や硫酸ビッチの不法投棄を根絶することは極めて困難である。	
地方自治法第238条の4 地方自治法施行令第169条	行政財産である土地は、その用途又は目的を妨げない限度において、他の地方公共団体その他政令で定めるものに対し、政令で定める用途に供させるため、政令で定めるところにより、これを貸し付け、又はこれに地上権を設定することができる。	b	-	行政財産の貸付ができるものの範囲の見直しについては、検討することとしたい。		zA080013	総務省	行政財産に対する制限の緩和	5048	5048A016	1	東京都	16	行政財産に対する制限の緩和	・自治体が所有する公有財産のうち行政財産については、法律により私権の設定が禁止され、民間への貸付けができないなどの制約がある。 ・公有財産の管理等については、各自治体がそれぞれの状況に応じ、更に有効活用できるよう、法律による一律の規制を見直すべきである。 ・については、行政財産に対する制限を緩和し、弾力的に活用できるよう、法律の規定を整備すること。	組織の統廃合等により庁舎等の一部に空き床が生じているが、これを民間事業者等に貸し付けることにより、有効活用を図る。	現在、行政財産の貸付けが認められているのは、地方自治法施行令第169条に掲げられる国、地方公共団体庁舎の合築の場合等に限定されており、民間企業・団体等の民間事業者に対しての貸付けは認められていない。このため、民間事業者等に庁舎等の空き床を使用させようとした場合には、目的外使用を許可する以外に方法はない。この目的外使用許可は、行政目的を妨げない範囲に限られ、使用は最小限度に留められることから、財産を有効活用する手段としては限界がある。このため、行政財産のより有効活用が図られるように、貸付け等が可能となるような地方自治法の規定改正を要望する。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
地方自治法第237条第3項、第238条の5第2項、地方自治法施行令第169条の3	(財産の管理及び処分) 第二百三十七条 3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で、議会の議決によるものでなければ、これを信託してはならない。 (普通財産の管理及び処分) 第二百三十八条の五 2 普通財産である土地(その土地の定着物を含む。)は、当該普通地方公共団体を受益者として法令で定める信託の目的により、これを信託することができる。 (信託の目的) 第六十九條の三 地方自治法第二百三十八條の五第二項に規定する法令で定める信託の目的は、信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地(その土地の定着物を含む。)の管理又は処分を行うこととする。	b		地方公共団体の基金に属する財産等の活用については、その信託の可否も含め、慎重に検討していくこととしたい。		zA080014	総務省	地方公共団体の基金の運用に関する規制の緩和	5048	5048A017	1	東京都	17	地方公共団体の基金の運用に関する規制の緩和	地方公共団体の基金に属する有価証券について、信託銀行等に対する信託を可能とすること	運用有価証券信託による基金の運用	運用有価証券信託は、保有する国債等の有価証券を、受託者である信託銀行の固有財産との分別保管を前提とし、安全性が確認できる金融機関等に限定して貸し出し手数料を得ることを目的として信託するものである。現状では、地方自治法により基金に属する有価証券を信託することは認められていないが、より効率的な運用を図るため、これを信託銀行等に対して信託することを可能とするよう法改正を要望する。	
「危険物施設の変更工事にかかる完成検査等について」平成11年3月17日消防庁通達消防危第22号	「規制緩和推進計画の再検討について」(平成9年3月28日閣議決定)において、一定の要件を満たす危険物の製造・貯蔵施設等の変更工事に伴う完成検査又は完成検査前検査に關し、自主的な検査を適切に行うことができると認められるものについて所要の検討を行うこととされたところである。 消防庁では、この制度のあり方について、安全性を損なわないことを前提に検討を行い、工事管理を含む保安に優れた体制を有することが実業からも明らかであると認められる事業者が行う一定の変更工事について、市町村長等は事業者の自主検査結果を活用して完成検査を実施することができることとしている。	b		これまでの制度の運用状況を踏まえ、認定事業所の要件等について、安全性を損なわないことを前提に見直しについて検討する。		zA080015	総務省	消防法完成検査認定制度における運用改善	5052	5052A002	1	石油化学工業協会	2	消防法完成検査認定制度における運用改善	本来の自主検査制度を目指し、以下の運用改善を図る。 1. 完成検査報告は結果一覧表のみとし、認定申請内容に沿って検査記録が作成・管理されているのを事後確認する。 2. 申請書類は通常の申請書に一致させる。 3. 完成検査報告書提出時点で装置を稼働できとする。 4. 検査手数料の減額。	認定優良事業者が行う一定範囲の変更工事について、自主完成検査結果を活用する制度がある。しかし、自主検査結果の報告を受理し書類審査した上で使用許可が出る、という形式であり、事業者在完成検査の責任を委ねたものではない。このため、次の問題がある。 1. 書類審査のための提出書類が多い。 2. 市によっては完成検査報告書提出の翌日でない許可が下りない。(自主検査でない(官庁立会い検査では口答で使用許可が下りる。))	認定制度により事業者の自主保安を図る効果が発揮されていない。市によって異なるが、認定事業所の自主検査の方が申請書類が増えたり、また自主検査終了後翌日でない稼働できない等、従来の官庁検査と較べて合理化が図れない面がある。認定制度制定当初の消防庁と業界の合意とは齟齬が生じており、自主保安推進という本来の立場から制度の運用面の改善を図り、その趣旨を市町村に再徹底して頂きたい。また検査料は自主検査へ移行したことに伴い減額されるのが合理的と考えられている。	
消防法第10条第4項、危険物の規制に関する政令第11条第1項第4号	「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じている。	c		保安四法については、各法令の目的により保安を確保するための規制が設けられており、消防法においては、危険物の貯蔵・取扱いに伴う安全を確保することを目的とするものであるが、更なる合理化・整合化を図るため、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、手続きの整合化、技術基準の整合化等の様々な措置を講じてきているところである。		zA080016	総務省 経済産業省 厚生労働省	保安法令の重複適用の排除	5053	5053A123	1	(社)日本経済団体連合会	123	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している一つ一つの機器・設備までが、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、重複適用を排除すべきである。 少なくとも、さらなる合理化・整合化に向けた措置として、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用することすべきである。 第一段階として、例えば改造・増設を伴わない変更(維持補修等)については、法令の重複適用を解消すべきである。また、高度の保安管理体制の確立を前提として、以下の点につき検討すべきである。 ・設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を通直確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 ・技術的事項(設備設置、検査等)について法令の性能規定化の下、民間規格の積極的活用 ・国際整合性のとれた保安規制の整備	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管することから、技術基準・申請・立会要件等が異なり、重複規制を受けることとなっている。例えば、大気圧以上の機器について、消防法では「圧力タンク」、高圧ガス保安法では「ガス設備、高圧ガス製造設備」、労働安全衛生法では「圧力容器」と、異なる名称で規制され、装置を構成する一つひとつの機器・設備までが複数の法令により重複して規制されている。 こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなっているほか、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられることとなっている。		



該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
石油コンビナート等災害防止法第16条第4項石油コンビナート等災害防止法施行令第8条	特定事業所に一定規模以上の屋外貯蔵タンクがある場合は、自衛防災組織に大型化学消防自動車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならない。	C	-	いわゆる1-S型泡放射砲を担いでタンク上部に防災要員が上がり消火を行う際の安全性の確保に係るデータとは、単に放射熱(輻射熱)のことを考慮するだけではなく、火災の拡大及び屋根の沈下等あらゆる可能性における安全性の確保を担保するデータのことを言うものであり、放射熱のデータだけでは不十分である。なお消防庁では、消防職員によるタンク上部に上がっての消火活動については、安全確保の面から想定していない。		ZA080017	総務省	1-S型泡放射砲のリング火災への適用	5053	5053A124	1	(社)日本経済団体連合会	124	1-S型泡放射砲のリング火災への適用	リング火災の消火に対する1-S型泡放射砲の使用を、1セット目から認めるべきである。		タンクのリング火災に対し、消防自動車で地上から放射しても、フォームダム内の火災状況や泡投入状況が見えないため、殆どの泡が浮き屋根に落下することとなり、浮き屋根の沈下に繋がりがねないなど、効率的な消火が困難である。 1-S型泡放射砲は、タンクのトップアングルに設置できるため、フォームダムの火災に対してピンポイントの消火が可能であり、効率的な消火が可能となる。なお、1セット目からの適用に関して、防災要員がタンク上部に上がる際の安全性については、耐熱服を着用した場合の輻射熱の影響について実験データを得ており、また機材の設置についても、安全装置を備えたリフター設置の実験を実施しており、1-S型泡放射砲による迅速かつ着実なリング火災の消火は可能と考えられる。	タンクのリング火災については、法令上3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車)で消火するよう義務付けられている。
電波法第100条、電波法施行規則第44条及び第46条、無線設備規則第59条及び第60条、平成16年総務省告示第87号	2~30MHzの周波数帯を使用する電力線搬送通信設備は、その漏えい電波が既存の航空・船舶の重要通信や短波放送の受信等に影響を与える可能性があることから、漏えい電波の低減技術を検証するための実験を行うものについて認められている。	b		2~30MHzの周波数を用いる高速電力線搬送通信については、現在総務省において関係者に参加いただき「高速電力線搬送通信に関する研究会」を開催し検討を行っているところであり、その中で必要な実験やデータ取得も実施しているところである。 検討の結果、実用上の問題がないことが確認されたものについて、技術的条件の策定など関係法令の改正を行っていくこととなる		ZA080018	総務省	高速電力線搬送通信(PLC: Power Line Communication)の早期実用化	5053	5053A126	1	(社)日本経済団体連合会	126	高速電力線搬送通信(PLC: Power Line Communication)の早期実用化	2MHz~30MHzの高周波数帯を用いる高速電力線搬送通信の実用化を早期に認めるべきである。そのために、総務省「高速電力線搬送通信に関する研究会」における検討を進め、実証実験の結果、実用上の問題がないことが確認されたものについては、早期に関係法令の改正を行い、実用化を認めるべきである。		電力線搬送通信については、無線設備規則第59条により、10kHz~450kHzを使う低速タイプが既に実用化されているもの、世界的に実用化が進みつつある2MHz~30MHzの高周波数帯を使用した高速電力線搬送通信については、実用化は認められていない。高周波数帯を使用した高速電力線搬送通信については、2004年1月に漏洩電界強度の低減技術を検証するための実証実験制度が導入され、実験データの取得が進められている。加えて、総務省は高速電力線搬送通信と無線利用との共存可能性・共存条件等について検討を行うため、「高速電力線搬送通信に関する研究会」を設置し、2005年1月より検討を進めており、本年秋を目処にとりまとめを行う予定である。	
有線電気通信法第3条 同施行規則第6条	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備について、二人以上の者が共同で設置するもの、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの、他人の通信の用に供されるときは、有線電気通信法第3条第2項の規定に従って届出を要する。	C		自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の設置のうち、二人以上の者が共同で設置する場合、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続する場合、他人の通信の用に供する場合については、設置者以外の者にも影響を与えるため、有線電気通信法等で定められた規定(当該規定は、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準に適合するだけではカバーされない)の遵守を担保する観点から、必要最小限の規律として届出を課しているものである。		ZA080019	総務省	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の届出の廃止	5053	5053A128	1	(社)日本経済団体連合会	128	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の届出の廃止	自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備について、二人以上の者が共同で設置するもの、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの、他人の通信の用に供されるものいずれかに該当するものであっても、省令第50条の規定に基づき設置したものであれば、届出不要とすべきである。		事業用電気工作物には、電気事業の用に供する電気工作物と自家用電気工作物(電気事業の用に供さない電気工作物)があり、事業用電気工作物は、電気事業法の規定に基づき「電気設備に関する技術基準を定める省令」(以下「省令」)に適合するように建設されなければならない。同省令では、安眠所等、保安確保及び運用のために必要なものの設置基準を満たしていることから、脱法的に電気通信事業を営むことの未然防止、通信の秘密の確保等は十分担保できる。従って、電気事業の用に供するものと同様、届出を不要とすべきである。	事業用電気工作物には、電気事業の用に供する電気工作物と自家用電気工作物(電気事業の用に供さない電気工作物)があり、事業用電気工作物は、電気事業法の規定に基づき「電気設備に関する技術基準を定める省令」(以下「省令」)に適合するように建設されなければならない。同省令では、安眠所等、保安確保及び運用のために必要なものの設置基準を満たしていることから、脱法的に電気通信事業を営むことの未然防止、通信の秘密の確保等は十分担保できる。従って、電気事業の用に供するものと同様、届出を必要とすべきとされている。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
無線設備規則第49条の14第1号二 平成13年総務省告示第90号	特定小電力無線局は、比較的狭い範囲の通信ニーズに対応する無線局であって、法令に定める技術基準に適合することにより、免許を要しない無線局として制度化されたものである。 当該特定小電力無線局は、免許制度と異なり、誰もが自由に利用可能である反面、利用が自由な点から混信回避や不法改変防止など、適正な電波利用環境が保たれるよう一定の技術基準を設けている。	C		特定小電力無線局は、比較的狭い範囲で使用する無線通信の需要に対応するものであり、要望される遠隔地等への広範囲な通信ニーズに対しては、無線従事者を不要とし、簡易な免許手続きにより開設が可能な簡易無線局を利用することで、十分な対応が可能である。 また、特定小電力無線局は、免許不要局であり、特に電波の知識を必要としない一般利用者を想定し、かつ、多数の利用者が周波数を共有して利用するため、混信の防止、不法な設備改造による他の無線局への妨害防止等の観点から、それぞれ必要な技術的条件を定めている。 要望される給電線及び接地装置の設置の容認は、送信設備とアンテナが分離されることとなり、不法改造による電波の増力や証明を受けていない高利得アンテナの利用を容易にし、同一周波数を共有している他の特定小電力無線局の運用に支障が生じるなど、今後の電波利用環境の悪化を招くことが想定されるため、認められない。 なお、特定小電力無線局は、平成元年に制度化され、これまでの間、不法な設備改造による他の免許局への混信等の段階の報告は無く、不法改変が横行するアマチュア無線等に比べ利用しやすい電波利用環境の秩序が図られてきている。これらの一つの要因としては、当該アンテナと設備との一体化を図り、給電線や接地装置等を要しないなど、無線設備の構造上、不法な設備改造を困難にさせていることが挙げられる。	医療用特定機器は、特殊な利用形態からアンテナと送信装置を分離することは認められているが、給電線及び接地装置を設けることは認められておらず、事実確認である。 また、携帯電話端末については、特定小電力無線局のように、どこでも誰が使用しているか全く監視されていないものと異なり、電気通信事業者が、携帯電話端末(陸上移動局)の通信をシステム的に監視されていることから、同様に扱う話ではない。 さらに、諸外国(欧州又は米国)における小電力無線設備の基準においては、一般的にアンテナと送信設備を一体とすることが基本とされている。	ZA080020	総務省	特定小電力無線局の無線設備における給電線及び接地装置の設置の容認【新規】	5053	5053A129	1	(社)日本経済団体連合会	129	特定小電力無線局の無線設備における給電線及び接地装置の設置の容認【新規】	73.6MHzを超え1,260MHz以下の周波数を使用する特定小電力無線局の無線設備については、給電線及び接地装置を設置できないため、アンテナと無線設備を一体化せざるを得ない。その場合、無線設備の筐体の防水・防塵対策を行う必要が生じ、その分、無線設備のコスト上昇につながる。消費者の利便性を阻害する結果を招いている。現行の無線設備規格による規制は、携帯電話が普及する以前に、特定小電力トランシーバの違法改変の横行を防ぐため制定された経緯があるが、現在、携帯電話の必要性はなくなってきた。世界的にも、アンテナ分離型の無線設備が認められ、広く普及しており、市場の拡大と消費者の利便性向上のためにも、アンテナが分離可能な無線設備を認めるべきである。		73.6MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備については、医療用特定機器など一部の無線設備を除き、給電線及び接地装置の設置が認められていない。そのため、無線設備とアンテナを分離することができない。	
放送法第52条の4第3項、第4項、第6項 放送法附則第18項	有料放送事業者は、放送法第52条の4第4項により、料金以外の役務の提供条件について契約的款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととされているが、同条第6項により、総務大臣が標準契約的款を定めて公示した場合において、標準契約的款と同一の契約的款を定めようとして又は現に定めている契約的款を標準契約的款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を総務大臣に届け出たときは、その契約的款については、総務大臣の認可を受けなければならないこととしている。 また、役務の料金については、放送法第52条の4第3項により、その有料放送が多量放送以外の放送であり、かつ、人工衛星の無線局により行われる放送であるときは、有料放送事業者は、放送の実施前に役務の料金を定め、総務大臣に届け出ることとされているが、放送法附則第18項により、当分の間、B5アナログ放送事業者については、総務大臣の認可を受けなければならないこととしている。	b		有料放送を行うB5アナログ放送事業者(以下「B5アナログ放送事業者」という。)の契約的款については、在記の制度によることとなるが、B5アナログ放送事業者やC5デジタル放送事業者と制度上異なる扱いを行うこととなっているわけではない。 現在公表されている標準契約的款(人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送標準契約的款)については、本年4月1日、「個人情報保護に関する法律(平成15年4月1日法律第7号)及び「放送事業者の個人情報の保護に関する指針(平成15年3月31日総務省告示第91号)の全面施行に合わせて制定されたことであるが、その内容は標準契約的款と異なり、B5アナログ放送事業者から提出された要望も踏まえた内容となっているものである。 上述指針については、施行後一年を目途に見直しを行うこととしていることから、その間に標準契約的款についても改めて見直しを行うこととするが、見直しは現時点では、その間に、B5アナログ放送事業者と異なる標準契約的款の制定については、検討することはない。 一方、役務の料金については、放送法第52条の4第3項により、その有料放送が多量放送以外の放送であり、かつ、人工衛星の無線局により行われる放送であるときは、有料放送事業者は、放送の実施前に役務の料金を定め、総務大臣に届け出ることとされているが、放送法附則第18項において、当分の間(日本放送協会)協会の放送局が開設されている人工衛星又はこれ同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に放送するものであり、その放送設備の適合する技術基準が当該協会の放送局の無線設備の適合する技術基準と同一であるものを除き、(とされて)いる。B5アナログ有料放送事業者のB5アナログ放送については、放送法附則第18項により放送法第52条の4第3項は適用されず、放送法第52条の4第1項により、役務の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととしている。	[左記 措置の概要の続き] さらに、平成18年のC5デジタル放送の開始により、C5放送においては多数の有料放送事業者間における競争が行われるようになったため、平成18年の放送法改正において、C5放送の料金を認可制から届出制に改められた。B5アナログ放送については、届出制(191万世帯以上)に普及しており、競争上有利な地位にあったこと、有料放送を行っている事業者は「社」がなかったこと等から、NHKと同一の人工衛星に無線設備を設置する者以外の対象から除外する趣旨の放送法附則第18項を新設することにより、引続き認可制によるものとされたものである。その後、B5アナログ放送も開始されたことであるが、B5アナログ放送において新規の参入がないことやB5アナログ放送及びC5デジタル放送の普及状況から、これまで制度改正の必要性は認められなかったことである。 今後、B5放送については、平成19年にB5第1チャンネルがデジタル化されることとなるが、これによってB5放送において使用される周波数の半分はB5デジタル放送に割り当てられることとなる。B5デジタル放送の視聴可能世帯数も平成19年度中には1,000万世帯に達し、世帯当たり1.9%を超えるものを見込まれていることである。こうしたことから、平成19年以降B5アナログ放送において料金の認可制を引き続き維持する必要があると見込まれる。こうした中、総務省では、昨年4月に放送法及基本計画を改正し、B5アナログ放送についても平成19年からB5デジタル放送と同様、放送事業者の制作・編集を行う業務と人工衛星の無線設備の設置、その維持・管理及び放送番組の伝送を行う業務とを異なる者が分離して責任を持つ、いわゆる受託放送制度として行われることとしたことである。受託放送制度においては、人工衛星の無線設備を保有するものは受託放送事業者であり、B5アナログ有料放送事業者は放送法附則第18項の条件に適合しないことから、放送法第17条の第1項の適用を受けることとなる。すなわち、平成19年においては、要望通り、B5アナログ放送についてもB5デジタル放送やC5デジタル放送と同じ、役務の料金について届出制に移す予定であり、制度改正を行う必要はない。	ZA080021	総務省	B5アナログ放送の加入契約的款変更の届出制への移行【新規】	5053	5053A130	1	(社)日本経済団体連合会	130	B5アナログ放送の加入契約的款変更の届出制への移行【新規】	有料放送の役務の料金等の約款内容の変更について、B5デジタル放送、C5デジタル放送と同様、B5アナログ放送についても届出制とすべきである。	有料放送事業者が料金等の加入契約的款の変更を行なう場合、現状では、B5デジタル放送については届出制、B5アナログ放送については認可制という制度の相違がある。そのため、デジタル、アナログ共通のサービス運用を行なう有料放送事業者は、デジタル、アナログ放送の双方について、個別に手続を行わざるをえ、大変な手間と時間を要している。新しいサービスの提供に際して、逐一認可が必要とされるのでは、利用者のニーズに対応した機動的、迅速なサービスの提供ができない。届出制となれば、行政、放送事業者ともに事務負担の軽減につながる。従って、B5アナログ放送についても、早急に届出制に移行する必要がある。	有料放送を行なう一般放送事業者が、受信者に提供する役務の料金等、約款内容を変更する場合、B5デジタル放送やC5デジタル放送については、事前届出のみですむ一方、B5アナログ放送については依然として総務大臣の認可を得なければならない。そのため、B5放送において、料金等加入契約的款を変更する必要がある場合、B5アナログ放送部分のみ、その変更で先立ち認可を受けなければならない。	
放送法第52条の13 放送法第52条の14	委託放送事業者が、放送法第52条の13に基づき、委託放送業務の認定を受けるに際して、総務大臣は、放送法第52条の14に基づき、認定する各委託放送業務ごとに委託して行わせる放送に係る周波数等を指定している。	C		B5デジタル放送の周波数割当については、放送法第52条の13第1項において、受託放送をせしめによる表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするためのものとして総務省が定める基準に合致することと定められている。これは、有線テレビ放送をせしめだけ多くの者に開放する趣旨で設けられた規定である。 総務省は、放送法の規定に基づき、国民の共有財産である電波資源を最大限有効に活用し、放送をすることが出来る機会をできるだけ多く確保する観点から、行おうとする放送の種類、番組数等に応じて必要最小限の周波数割当を行っているものである。従って、認定を受けたい番組以外の新たな番組の放送を行なうための周波数割当を希望する場合には、周波数割当に応じて行われる認定申請の受付待て、改めて受託放送業務の認定申請を行うことが必要となる。 B5デジタル放送については、委託放送の種類、番組数、放送時間等の指定をできるだけ多くの者に共有する観点から、行おうとする放送の種類、番組数等に応じて必要最小限の周波数割当を行っていることとされており、認定申請を行うことが必要となる。 他方、有線テレビ放送のニーズを踏まえて、制度の枠内でB5デジタル放送の普及及び健全な発達を図る観点から、新規参入を阻害しない範囲内で総務省はこれまで運用指針の規程を見直し、改正を行ってきたことであり、現在の制度の下で、相違の改善が利用について十分に図られているものと認識。 例えば、平成15年1月17日に、テレビジョン、音声、データ等の放送の伝送管を番組の構成に組み込んで運用することができるよう、放送法施行規則の一部改正を行ったこと。具体的には、B5デジタル放送の委託放送業務において、同指針第17条の放送事業者による規定(即ち従来の「シンボル数」に加え、使用するシンボル数が番組ごとに変動する場合の基準となるシンボル数である「基準シンボル数」による指定ができるようになったもの。	[左記 措置の概要の続き] さらに、補完放送を活用することにより、一の委託放送業務の組合わせが可能になっている。 また、本年8月には、放送法及基本計画に示された標準デジタル放送、超超周波数帯域及びデータ放送の番組目標数等を定め、1.0倍から1.5倍、1.5倍から2.0倍、2.0倍以上にそれぞれ変更することを予定している。この変更により、超超周波数帯域、データ放送を行う委託放送業務の見直しが行われることとなる。加えて、放送事業者が放送の音質、画質等の向上を目的とする伝送容量等の増加を希望する場合は、放送法施行規則第17条の1第3項第4号の規定に基づき、総務大臣がその指定を変更するときは、従来のC5デジタル放送(実績1.0倍)C5デジタル放送(実績1.0倍)と、超超周波数帯域デジタル放送を行うB5デジタル放送を加える趣旨の告示(平成15年郵政省告示第14号)の改正を本年5月に行うことを予定している。これにより、超超周波数帯域デジタル放送の周波数のより柔軟な利用が可能となる。 これらの制度改正により、B5デジタル放送周波数帯域の柔軟な利用については、十分に可能となっている。	ZA080022	総務省	B5デジタル放送周波数帯域(伝送容量)の柔軟な利用【新規】	5053	5053A131	1	(社)日本経済団体連合会	131	B5デジタル放送周波数帯域(伝送容量)の柔軟な利用【新規】	放送事業者の創意工夫により、柔軟にサービスを組み合わせて展開できるよう、電波法上で使用許可が付与されている帯域の枠内であれば、放送法上も帯域免許的な認定制度を認める方向で、委託放送の種類、番組数、周波数帯域の利用を放送事業者の裁量で自由に設定、変更することができるようになるべきである。	デジタル放送については、放送法の規定により、当初、免許申請を行なった放送の種類、番組数、周波数帯域等の変更を行なう場合には、総務大臣の許可が必要となっており、時々視聴者ニーズに対応して機動的な番組編成、放送を行なうことができない。デジタル放送に係る技術進歩に伴い、映像の帯域を圧縮し、余裕部分を別の放送に活用できる可能性もある。デジタル放送の特徴を活かし、周波数の有効活用と視聴者のニーズに合った機動的なサービスの提供を行なうことができるよう、放送事業者の裁量の拡大を図るべきである。	B5デジタル放送の委託放送業務の認定は、委託放送の種類、周波数、伝送容量、番組数等の事項を指定して行われており、これら委託放送事項を変更する場合には、予め総務大臣の許可を得なければならない。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
電波法第38条の33、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項、電気通信事業法第52条、第69条、電気通信事業法施行規則第32条	無線設備の製造業者又は輸入業者は、特定無線設備のうち他の無線電波送信等の障害を与えるおそれのないもの(特別特定無線設備)について、その工事設計が電波法第3章で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。 技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特別特定無線設備は、登録証明機関による証明又は認証を受けた特定無線設備と同様に、免許不要、簡便な免許手続、包括免許等の適用が可能となる。 特別特定無線設備の対象機器については電波監理審議会の審議・審判、パブリックコメントを経て決定される。 端末機器の製造業者又は輸入業者は、端末機器のうち電気通信設備に接続する他の利用者へ悪影響を及ぼすおそれのないもの(特定端末機器)について、その設計が電気通信事業法第5条第1項の総務省令で定める技術基準に適合していることを、自ら確認することができる。 技術基準適合自己確認が行われ、製造業者等により表示が付された特定端末機器は、登録証明機関による認定又は認証を受けた特定端末機器と同様に、電気通信事業者の電気通信設備に端末設備を接続したとき当該電気通信事業者の検査を受けた後に使用が可能となる。 総務大臣の認可を受けた技術的条件に適合していることについて、登録証明機関又は承認認定機関が認定した端末機器を接続したとき同様に接続検査不要で使用可能である。	C	又は	技術基準適合自己確認の対象となる無線設備の拡大については、消費者(無線利用者)の保護、無線設備の製造業者の利便性等を考慮し、市場における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等も勘案して検討を行うこととしているが、今回要望されている無線LANについては、16年度に実施した市場調査において問題となる機種が複数確認されており、また17年度においても既に申告により問題となる機種が複数確認されている。したがって、今後の改善状況を注視する必要がある。 なお、技術基準適合自己確認の対象となる無線設備は、米国でも少数に限定されており、ほとんどの無線設備は第三者による試験を必要としている。また、欧州等の類似の制度においても、第三者機関の一定の関与を必要としており、欧州においても慎重に制度を運用しているところである。 また、「端末設備の接続の技術的条件は、電気通信サービスの迅速なサービス提供が可能となるよう、例外的に電気通信事業者毎にその認可を行う暫定的な措置である。技術的条件の中で技術基準制定化の要望が強く、一般的・標準的なものとして技術基準とすることが適当であると認められるに至ったものについては、随時、技術基準としているところである。		zA080023	総務省	技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	5053	5053A132	1	(社)日本経済団体連合会	132	技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大	現在、技術基準適合自己確認制度の対象から除外されている特定無線設備・端末機器については、除外されている理由となる客観的なデータを開示し、正当な理由がない場合には除外対象から外すなど、可能なものから、技術基準適合自己確認制度の適用対象を拡大していくべきである。特に、無線LAN、ADSLモデム、サーバー、IP通信網サービス端末、OCUなど、消費者ニーズの高い設備・機器については、早急に規制緩和を図るべきである。		国際競争の激化、急速な技術進歩、製品のライフサイクルの短期化など、市場環境が急速に変化するなか、製造事業者は、新製品を迅速に、かつ低コストで市場に投入する必要がある。諸外国において、自己適合宣言方式が一般的となるなか、わが国では、技術基準適合自己確認制度の適用範囲が限定されており、消費者ニーズに対応した新製品の迅速な市場投入を阻害し、利用者利益やわが国産業の国際競争力を損なう結果を招いている。自己確認制度の対象範囲については、「全国規模の規制改革・民間開放要望」に対する各府庁からの再回答において(平成17年1月19日「内閣府規制改革・民間開放推進室」で総務省は、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月閣議決定)を踏まえ、平成16年度以降、当該制度の法令遵守の状況、市場における技術基準不適合設備の発生状況、登録証明機関が行う審査に持ち込まれた無線設備の技術基準への適合状況等の結果も勘案し、検討を行い、平成18年度までに一定の結論を得る」と回答しているが、このような状況に鑑み、対象範囲を拡大する形で、前倒して結論を出す必要がある。	電波法に定める特定無線設備のうち、技術基準適合自己確認制度の対象と認められているのは、現在、総務省令で特別特定無線設備として定められている携帯電話機、PHS端末機、コードレス電話、及びデジタルコードレス電話のみに限られている。同時に、電気通信事業法に定める端末設備についても、自己確認制度の対象となっているのは技術基準の定まった機器に限定されており、電気通信事業者が自ら定め、国が定める技術基準と同等の効果を持つ技術的条件については、第三者指定機関の認証を受けなければならない。
地方自治法施行令第167条の11	(指名競争入札の参加者の資格) 第百六十七條の十一 第百六十七條の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七條の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。 3 第百六十七條の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。	C	に つ いて	地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。複数の自治体間での様式の統一化や手続の共通化といった取組は、あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものであり、国が制度として地方公共団体における様式の統一化等を行うことは適切ではない。		zA080024	国土交通省 総務省	公共工事指名願い様式の統一	5053	5053A133	1	(社)日本経済団体連合会	133	公共工事指名願い様式の統一	各地方公共団体に対して、「公共工事指名願い」の統一様式を使用するよう適切な指導・助言を行うべきである。 を行った上で、各自治体でも国土交通省と同様のオンライン手続きを行えるようにするべきである。		国土交通省・事業団・道路公団等ではインターネットによる一括申請が可能となっているが、地方自治体においては指名参加願いの様式・方法などが千差万別であり、その確認および個別対応のために多大な努力とコストを要している。よって、指名参加様式を統一するとともに、電子化することが望まれる。 これにより、入札参加者の業務の効率化を実現することができる。	公共工事指名願い(指名競争入札参加資格申請書)について、国土交通省は統一様式を設定しているが、あくまで参考扱いのため、現状は地方公共団体により様式がかなり違いがある(特に、資格所持項目・職員の分類等の様式がまちまちであり、逐一調査する必要がある)。
地方税法第364条第1項、第3項、第383条	現在、地方団体で組織する地方税電子化協議会において、地方税関係手続の電子化を推進し、又全国共通のポータルシステムの検討、整備が進められているところである。	C	-	地方税法は、固定資産税の納付手続を画面によるものに限定しておらず、これを電子化することは、現行法制度上既に可能である。 地方税電子化協議会において、地方税ポータルシステムは順次各税目につき稼働していく予定であり、平成18年1月には償却資産税の申告手続が電子化される。 追って、申告手続のみならず、納税者の利便性の向上を鑑みながら申請・届出・納税手続まで組み込まれていく予定である。		zA080025	総務省	固定資産税の納付手続きに関する電子化の推進	5053	5053A134	1	(社)日本経済団体連合会	134	固定資産税の納付手続きに関する電子化の推進	固定資産税の納税通知書、課税明細書の交付、納付手続ならびに償却資産税の申告手続きの電子化を推進すべきである。その際には、入力フォーム、入力手順などの仕様(インターフェイス)の標準化を図るべきである。		現状では固定資産税の納税通知書、課税明細書が地方公共団体ごとに異なっている場合があり、全国展開している企業や納付を受ける金融機関にとっては、事務が煩瑣であるばかりか、企業内部の電子化の阻害要因となっている。例えば固定資産税の納税通知書の様式については、定めはあるものの、実際には地方公共団体ごとに大きさ等の仕様がバラバラであり、企業の集計作業等において不便が生じている。固定資産税の納付手続きの電子化により、企業、行政双方において、納税事務が簡略化・効率化され、コスト削減と生産性の向上が期待される。なお、現在、電子自治体システムの共同化に向けた取り組みが行われているが、総務省の調査によれば、2006年4月時点で地方税の電子申告を開始した地方公共団体はなく、2006年度までに開始が予定される団体も4つに過ぎない。納税者の利便性向上の観点から、電子納税が行える汎用システムの導入を早期に図るべきである。また、ごく一部に固定資産税の課税誤りが散見される地方公共団体もあるが、電子申告を可能とすることにより、多くの資産を所有する企業が課税額の確認を容易に行えるという利点もある。	固定資産税の納税義務者には、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各市町村が定めた納付書により、各事業所等が所在する市区町村長に対し、税金を納めなければならない。 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年、償却資産課税台帳の登録および当該償却資産の価格の決定に必要な事項を所在地の市町村に申告しなければならない。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
【国】民法第466条	【国】要望事項について、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。	【国】d 【地方公共団体】e		【国】要望事項について、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。  【地方公共団体】地方公共団体による債権譲渡の承認については、各地方公共団体において適切に対応されるよう要請するための通知を発出しているところ。		zA080026	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省市・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省市共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省市・地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約適用の例外とする等、企業における売却債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
外国為替及び外国貿易法第26条第1項(外国投資家の定義)、第27条(事前届出)、第55条の5(事後報告)	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体、により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c		(理由) 財務省回答と同旨		zA080027	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外(新規)	5053	5053A148	1	(社)日本経済団体連合会	148	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外(新規)	外国資本が50%以上であっても、株式公開企業であっても、1株主あたりの議決権が一定比率(例えば10%)以内の企業であるなど、単独で支配権を持つに至らない状況であることが認められれば、「外国投資家」とみなさず、対内直接投資等に係る事前届出、事後報告の義務付けを不要とすべきである。		「外国投資家」が対内直接投資等を行う場合には、外為法に基づく事前届出または事後報告が義務付けられている。「外国投資家」の要件は、外国資本が過半数を占めるかどうかの形式基準に拠っており、支配の実質は勘案されない仕組みとなっている。	
消防法第9条 条例準則(平成5年2月10日) ガス式フィルター 条例準則(平成6年11月1日) 電気式フィルター 省令(平成14年3月6日) ガス、電気式レンジフードや周辺物	Hクッキングヒーター等の電気系熱源とする調理用機器(IH調理器等)は、一般家庭用として初めて発売されて以来、技術進歩による小型・軽量化と低コスト化が図られたことにより、近年急速に普及しつつある。また、業界内でもIH調理器等と上方の離隔距離に関する様々な知見が蓄積されてきており、こうした現状を踏まえ、IH調理器等と周囲のグリッドフィルターにおける一定の火災予防上の安全性を確保できる離隔距離等について、検討を行っていくことを考えている。	b				zA080028	総務省	消防法及び火災予防条例におけるIH調理器等と周囲との離隔距離に関する規制緩和(新規)	5053	5053A204	1	(社)日本経済団体連合会	204	消防法及び火災予防条例におけるIH調理器等と周囲との離隔距離に関する規制緩和(新規)	家庭における電気式調理器(IH調理器等)については、裸火もないことや熱源の容量なども限られていることなど、その特性から考えて、燃焼式に比べてもう少し熱源の近くで換気することが省エネ上でも使い勝手や省エネ・省CO2の観点などから望まれている。また、非常に火源容量も小さく、本人の使い勝手に任ずる家庭などには、裸火もなく、安全性は従来タイプと比べて格段に大きいと考えられる。また、上記委員会報告書でも、今後の課題は「火災予防上の安全性を低下させることなく、電気式調理器等と周囲の可燃物等との離隔距離を短くするための措置を検討していくこと」と指摘されており、現在の規制のあり方について再検討する必要がある。		財団法人ベターリビングの「電化厨房における必要換気量に関する基礎的研究委員会(委員長:村上周三東京大学教授(当時))が2005年3月にとりまとめた「電磁調理器を用いた住宅用厨房の必要換気量に関する基礎的調査報告書」によると、電磁調理器の換気量を従来の約半分に低減できるため、省エネルギーに資するというところである。この報告書では、レンジフードと電磁調理器との離隔距離を60cm、40cmにした場合、必要換気量はそれぞれ130m <sup>3</sup> /h(捕集率85%以上)、90m <sup>3</sup> /h(捕集率90%以上)と、さらに低減できることが提言されている。電気式調理器は裸火がないことから、その安全性や特長を生かした直上での吸い込みや横引きなど多様な方法がユーザーの使い勝手や省エネ・省CO2の観点などから望まれている。また、非常に火源容量も小さく、本人の使い勝手に任ずる家庭などには、裸火もなく、安全性は従来タイプと比べて格段に大きいと考えられる。また、上記委員会報告書でも、今後の課題は「火災予防上の安全性を低下させることなく、電気式調理器等と周囲の可燃物等との離隔距離を短くするための措置を検討していくこと」と指摘されており、現在の規制のあり方について再検討する必要がある。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
(WTO)政府調達に関する協定(1996年)	1996年1月1日に発効した世界貿易機関(WTO)政府調達に関する協定、は、政府機関等による商品、サービスの調達に、内国民待遇、内外無差別の原則を適用し、また、政府調達に手続の透明性を確保することを定めている。我が国においては、同協定附属書 付表において約束している中央政府機関、地方政府機関(47都道府県及び12政令指定都市)、特殊法人及び独立行政法人による調達に同協定が適用される。			WTO政府調達協定は、公正、公開かつ競争的な政府調達を促進するための国際ルールである。我が国は、同協定締約国間の権利及び義務の均衡並びに同協定に定める相互に合意された適用範囲に基づき、内外無差別等の原則に則った政府調達を行っており、我が国が同協定付表において約束している機関については、同協定を誠実に遵守している。これらの機関を協定適用機関から除外するためには、同協定に定める手続により所要の通報を行ったうえで、各締約国からの異議申立がないことが条件となるものであり、我が国の規制改革に対する枠組みの中で捉えられるものではない。 なお、我が国は、平成11年7月1日のNTT再編に伴い、NTTの承継会社の1つであるNTTコミュニケーションズ社は同協定の対象機関としない旨の通報を、同協定の手続に従ってWTO政府調達委員会を通じ各締約国に対して行ったところ、これに対して米国、EC、カナダから異議申立が行われた。その後、同社が協定の除外基準を満たしていることについて同委員会や各種協議の場を通じて重ねて説明を行ってきた結果、米国及びカナダは異議を撤回したものの、依然ECが異議を留保しているところ。 WTO政府調達委員会合等の場で我が国はECに対し意義の撤回を求め、今後とも取り組みを継続していきたい。		ZA080029	総務省	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	5053	5053A222	1	(社)日本経済団体連合会	222	WTO政府調達協定の適用対象機関からのNTTグループ各社の除外	NTTグループ各社(NTT持株会社、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ)を政府調達に関する協定の適用対象機関から除外すべきである。とりわけ、完全な民間企業となっているNTTコミュニケーションズ社の適用除外については、協定締約国に対し、早期に必要な働きかけを行うべきである。			民営化されたNTTグループ各社は、通信業界におけるグローバルな競争が急速に進展している中で、事業展開を余儀なくされており、また経営努力により一層の合理化、コストダウンを求められている。こうしたなか、NTTグループ各社は、政府調達協定の対象機関として、煩雑な手続を行うことにより、購入に至るまで2~5カ月という長期間を要したり、海外製品の調達額の集計を求められる等、多大な負担を強いられている。こうした手続は、機動的なビジネスを阻害し、諸外国の企業と比べて非常に不利な状態となっており、対象機関から除外されれば、ビジネスのニーズに合わせて迅速に柔軟な調達が可能となる。 また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係る政府調達手続」等を定めており、協定対象機関には、より詳細かつ対象範囲が広い調達手続が求められる。	NTTグループ各社は、民営化され市場の監視を受けているにもかかわらず、「WTO政府調達に関する協定」において、中央政府、地方政府及び他の特殊法人と並んで同協定の適用対象機関として定められ、協定で定める手続に従って調達手続を進めることが義務付けられている。 また、わが国は、自主的措置として、政府調達における供給者の利便性向上等の観点から、「物品に係る政府調達手続」等を定めており、協定対象機関には、より詳細かつ対象範囲が広い調達手続が求められる。
地方自治法第234条 地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の5の2、第167条の11	地方自治法施行令第百六十七条の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)に掲げられているとおり、関係官庁とともに検討を進めていくこととした。		ZA080030	総務省	公共工事にかかる地域要件設定の運用改善	5053	5053A237	1	(社)日本経済団体連合会	237	公共工事にかかる地域要件設定の運用改善	公共工事の入札参加資格にかかわる地域要件の設定については、入札参加者を過度に制限することないよう、運用の改善を図るべきである。			公共工事の入札参加資格については、地元中小事業者を優先する政策目的などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)あるいは営業所を置いていることや、過去の工事受注実績等を入札参加資格とし、入札申請者の指名に当たり考慮することなど地域要件の設定が広く行われている。	
地方自治法第244条の2	公の施設の設置、管理及び廃止は、第二百四十四条の二、普通地方公共団体の長は、法律又はこれに基づき政令で定められた事項を除き、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めるなければならない。 1. 普通地方公共団体は、条例でこれを定める公の施設の設置の用に供する地を特に重要なものとして、これを禁止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をせよとするときは、議会において出席議員の三分之二以上の賛成の多数を得なければならない。 2. 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要と認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二十四百四十四条において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 3. 前項の場合には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の内容及び権利の範囲その他その指定を定めるものとする。 4. 指定管理者の指定は、期限を定めなければならない。 5. 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 6. 指定管理者は、毎年終了後、その管理する公の施設の管理の概況に關し、事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 7. 普通地方公共団体は、適宜と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金、次に掲げる利用料金、(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 8. 前項の場合における利用料金は、公益と必要があるとき、地方自治法第244条の2の2の規定に基づき、指定管理者が定めるものとする。 9. この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の議会の議決を受けなければならない。 10. 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の概況を定めるため、指定管理者に対して、当該普通地方公共団体の議会の議決に基づき、調査を行うことができる。調査の結果、指定管理者の管理の概況が前項の規定に違反しているときは、その指定を取り消し、又は期限を定めて管理の業務の一部又は全部の停止を命ずることができる。	c		指定管理者の選定プロセスの透明性を確保することは、当然重要である。こうした観点を踏まえ、指定管理者の指の手続については、地域の実情、対象となる施設の状況等を踏まえ、条例により地方公共団体が自主的に定めるものである。指定管理者の選定のプロセスについても各地方公共団体で自主的に判断すべきものであり、要望のような統一的な基準を策定することは、地方自治の観点から適切ではない。		ZA080031	総務省	指定管理者の選定プロセスについての統一的な基準の策定【新規】	5053	5053A242	1	(社)日本経済団体連合会	242	指定管理者の選定プロセスについての統一的な基準の策定【新規】	指定管理者の選定プロセスの透明性を確保するため、選定委員会や議事録の公開などについて統一的な基準を定めるべきである。		指定管理者の選定にあたっては、専門的知識、運用経験、法規に沿った判断が必要と思われる。しかし、地方自治体が任命した選定委員が指定管理者を選定し、選定委員会やその議事録が非公開であった場合、そのプロセスが不透明で、住民の意思が直接に反映されるとは言いづらい場合がある。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
地方自治法施行令第167条の5	<p>第六十七條の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。</p> <p>二 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、これを公示しなければならない。</p>	C		地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。複数の自治体間での登録情報の共有化や基準の共通化等といった取組は、あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものであり、国が制度として業者登録の集約化を行うことや、一定基準を満たした業者を全地方公共団体間で統一的に登録免除とすることは適切ではない。		ZA080032	総務省	業者登録制度の緩和	5061	5061A001	1	株式会社ノヴァ	1	業者登録制度の緩和	<p>民間事業者が地方自治体の事業を請負うためには、事前の業者登録により参加資格を得なければなりません。この業者登録制度の集約化または資本金・従業員数・キャッシュフロー等の基準を設け、基準以上の企業については登録免除とします。</p>	<p>【具体的な提案】 各自治体が必要とする登録情報を1つにまとめたものを「業者登録共通フォーム」とし、全国の自治体の業者登録の際に使用します。 各自治体が必要とする登録の情報については添付の資料を参照ください。各自治体に共通する割合が高い情報については*をつけてあります。添付の資料のように、各自治体が求める情報のうち、共通する割合が高いものを「業者登録共通フォーム」に盛り込みます。 事情によりどうしても特定の情報が必要である場合に限り、例外措置を認めることにすれば、地域の実状を踏まえる事も可能です。</p>	添付資料（「要望理由」の詳細）および、添付資料（「株」ノヴァ調査「業者登録内容の調査」(2004.6.29)）を添付。	
地方自治法第237条、第238条の4及び第238条の5	<p>第二十三七条 この法律において「基金」とは、公有財産、物及び債権並びに基金を 第二十三八条の三 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。</p>	b		地方公共団体の基金に属する財産等の活用については、その信託の可否も含め、今後とも慎重に検討していくこととしたい。		ZA080033	総務省	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	5071	5071A008	1	社団法人信託協会	8	地方公共団体の保有する財産について流動化、証券化を目的とした信託を可能とすること	<p>・地方公共団体が保有する財産は、行政財産、普通財産、物品及び債権並びに基金に分類されるが、普通財産である土地(及びその定着物)以外を信託することは認められていない。 ・普通財産である土地(及びその定着物)の信託についても、地方公共団体自ら受益者となる場合しか認められておらず、公用又は公共用に供するため必要が生じたときは信託期間中であっても信託契約を解除できるものとされている。 ・そこで、地方公共団体が保有する財産のうち、普通財産である土地(及びその定着物)以外の財産についても信託を可能とすること、及び、その場合に(普通財産である土地(及びその定着物)の信託も含めて)流動化、証券化が可能となるような法的手当てをあわせて行うことを要望するもの。</p>			
財政法第15条第1項及び第2項、自治法第234条の3、自治法施行令第167条の17	<p>予算上承認された案件に限り、国庫債務負担行為の契約を実施している。 (長期継続契約) 第二百三十四条の三 普通地方公共団体の長は、第二百三十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信業務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。 (長期継続契約を締結することができる契約) 第六十七條の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。</p>	d		今後予算上承認された案件に限り、国庫債務負担行為の契約を継続していく。 地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約は、同条に規定されているとおり、債務負担行為の規定によることなく、複数年にわたる契約を可能とするものであるが、債務負担行為によるものではないため、次年度以降の予算措置については制度上保障されないものである。したがって、契約の履行を確保するために次年度以降の財源を確実に予算措置するためには、債務負担行為を設定せずとも次年度以降の予算措置の見込みを踏まえ、契約解除条項については、契約当事者の合意に基づいて適切に設定されるべきものである。		ZA080034	全庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	<p>国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。 地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除すること。 地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっており、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。</p>			

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
【国】民法第466条	【国】要望事項について、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。	【国】d 【地方公共団体】e		【国】要望事項について、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社等にまで拡大した。  【地方公共団体】地方公共団体による債権譲渡の承認については、各地方公共団体において適切に対応されるよう要請するための通知を発出しているところ。		zA080035	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。	
地方税法 第151条の2 第152条 第699条の11	現在、自動車保有に関する手続は、市区町村役場、警察署、税事務所、運輸支局の各行政機関に出向き申請手続を行う必要がある。	a		自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップ化については、平成17年12月26日から、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを移動させることとしており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となる。 その際、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能を持たせることとしているほか、代行申請や申請自体もまとめて行うための機能についても設ける方向で検討するなど、大量に自動車保有する方にも配慮したシステム構築を行っているところ。 その他の対象手続の電子化については、システムの安定稼働や関係機関の対応状況等を勘案して、平成20年を目途に段階的にワンストップサービス化を進めることとしている。 なお、軽自動車については、税体系が異なり、保有に関しては自動車税の対象ではなく、市町村が課する軽自動車税の対象となっている。こちらは市町村によって電算化等の進捗状況にも相違があることから、自動車のワンストップサービスの進展状況やその運用の状況を見ながら関係機関と検討を行うこととしている。		zA080036	国土交通省、財務省、総務省、警察庁、地方自治体	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	5088	5088A035	1	社団法人リース事業協会	35	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国庫庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、大量に自動車保有する者の諸手続等を十分に考慮し、早急に検討・具体化する。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	手続申請の電子化がなされていないため、その手続を申請もしくは代行申請をする自動車関連業界(自動車リース業界も含む)に多大な負担を強いている。また、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化(書式の全国統一化)を図る必要があると考えられる。電子化に際しては、大量に自動車保有する者の諸手続等を十分に考慮し、反映させること。	
地方自治法施行令 第167条の11	(指名競争入札の参加者の資格) 第百六十七条の十一 第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。 2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。 3 第百六十七条の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。	c		地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて個別に決定されるものであり、また、地域の実情等を踏まえるべきものである。複数の自治体間での様式の統一化や手続の共通化といった取組は、あくまでも各地方公共団体において自主的に対応すべきものであり、国が制度として地方公共団体における様式の統一化等を行うことは適切ではない。		zA080037	総務省	指定業者登録様式の統一化	5088	5088A041	1	社団法人リース事業協会	41	指定業者登録様式の統一化	通常2年に1回、各中央官庁および地方自治体に向け「競争入札参加資格申請」の必要が生じている。旧建設省統一様式の自治体も多いが、基本的には申請のフォーマットと提出書類が区々である。全国にまたがり申請を行なう場合、その申請書フォーマットや提出書類のチェックに相当の労力を費やすこととなっている。統一フォーマットを用意することで、資格申請する企業が手続を緩和され、申請が集中する毎年1月～3月の事務軽減に繋がる。	統一フォーマットの設定により、リース会社のみならず全国の企業がこの官庁向け入札資格申請に係る事務負担の軽減に繋がる。	官公庁の入札(取引)には、入札資格申請が必須で、毎年1月～3月にその資格申請受付が集中している。その申請フォーマットや提出書類も地方自治体毎に区々であり、その申請手続きは煩雑となっている。しかも、同じ自治体でも毎回変更がされており、その申請内容チェックに時間をとられる。全省庁統一申請が実施され、各企業ともその利便性を十分に感じているところでもあり、一ヶ所に出せばよいというのは難しくとも、フォーマットの統一ぐらいい図っていただきたい。東京都の「電子自治体共同運営」の方式も一つの方法である。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)	
地方税法第442条の2	軽自動車税の納税義務等は、申告内容に基づいて決定されている。	d	-	所有者から当該軽自動車等に係る軽自動車税に関する照会を受けた市町村は、地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)に抵触することなく回答することが可能である。		zA080038	総務省 国土交通省	軽自動車届出事項の閲覧若しくは、証明書交付	5088	5088A053	1	社団法人リース事業協会	53	軽自動車届出事項の閲覧若しくは、証明書交付	軽自動車について、現行制度では「届出事項」の閲覧若しくは証明書交付ができない。リース会社が「自動車税の納税義務者」の確認が必要な場合、例えば、納税確認の事由部分に限り、閲覧・証明書の交付等を行うこと。	業務の効率化、放置車両の完全撲滅(環境対策)、スムーズな納税行為の実現	「登録車両」については、道路運送車両法 第22条(登録事項等証明書)により現在登録証明書の取得が可能(所有権移転・現使用者の確認等が可能)、軽自動車の場合は不可能である。リース会社では、「リース車両」と「所有権留保車両」が存在し、その中で自動車税の「使用者課税」と「所有者課税」の区分が混在するとともに、リース会社負担以外の納付書が送付されるケースが散見される。事務効率向上と、納税スピード向上の為に、上記要望への対応が望ましい。		
住民基本台帳法第12条、第20条、住民基本台帳法施行令第15条、地方税法第20条の10	住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、住民票の写し等の交付を請求することができる。(住民基本台帳法第12条) 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定等の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額等のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。(地方税法第20条の10)	c		住民票の写し及び納税証明書等については、住民のプライバシーに直結する等の理由から、守秘義務を始めとする厳正な服務規律を講ずる必要があり、本来地方公共団体以外の者が取り扱うことは想定されていない。また、住民票の写し及び納税証明書に係る事務は、市町村長が行う公権力の行使であり、市町村長に留保されるべきものである。住民票の写し等には住民情報が記載されており、また、納税証明書には税額に係る情報が記載されていることから、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を講ずる必要があり、委任者による事務の取扱基準の明示や事後報告によるチェックなどの措置をもって代替しようとはしない。		zA080039	総務省 法務省	市町村窓口事務の民営化事業	5091	5091A001	1	つくば市	1	市町村窓口事務の民営化事業					



該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
・国と民間企業との間の人事交流に関する法律 人事院規則21-0(国と民間企業との間の人事交流) ・人事院規則12-1(交流基準)	官民間人事交流法に基づく(民間企業への派遣は、公務の公正性を担保しつつ、民間企業の業務に従事させる人材育成を目的としている制度である。	C		官民間交流法は、人材育成を目的に制度設計されたものであり、これと異なる目的を実現する場合に直ちに現行法で対応することは困難と考える。要望事項については、別途民間開放に当たっての諸制度の整備の一環として検討されるべきものとする。		ZA080041	総務省 人事院	民間との人事交流	5093	5093A002	1	大阪商工会議所	2	民間との人事交流	一定の要件のもと、民間企業で公務員を現職と関連の深い業務に従事できるように、法律を見直す。		国と民間企業との人事交流は、天下り防止の観点から公務員を現職と関連の深い民間企業の業務に従事することを禁じている。しかしながら、公共サービスの民間開放を進めていく過程では、公の持つノウハウを民間に伝えるため、一定期間、民間企業で公務員を現職と関連深い業務に従事させる必要性が考えられる。	
・地方財政再建促進特別措置法第24条第2項 ・地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。	C		国と地方公共団体間では、各々の役割に応じた経費負担の原則が定められているところ(地方財政法参照)。地方財政再建促進特別措置法に基づく(寄附制限は、国と地方の財政秩序を維持する観点から、自発的寄附の名目による国から地方公共団体への負担の転嫁を防止するための措置であり、規制とは趣旨が異なるため、全国規模の規制改革及び特区制度における規制改革には馴染まない。独立行政法人国立病院機構や国立大学法人が設置する病院における小児救急医療体制の確保については、小児救急医療体制の全国的な確保に責任を有し、かつ、独立行政法人国立病院機構や国立大学法人が設置する病院に対して予算等を含め広範な監督権限を有する国が一義的に負担すべき経費。なお、国が小児救急医療を含む医療施設運営費等について、独立行政法人国立病院機構や国立大学法人が設置する病院を補助対象外としていることにかんがみても、地方公共団体の経費負担は適切ではない。		ZA080042	総務省	「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項の規制の緩和	5094	5094A001	1	社団法人 新潟市医師会	1	「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項の規制の緩和	救急医療に協力している独立行政法人である大学や旧国立病院には、民間病院と同様に、当効費用に対して、地方公共団体からの寄附金等を認めるべきである。	「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項により、地方公共団体は独立行政法人に対し、寄附金等を支出してはならない、とあるが救急、特に小児救急については全国的に危機状態にあり、独立行政法人である大学や旧国立病院等に参加をお願いせざるを得ない状況である。救急医療を充実させるためにも、「地方財政再建促進特別措置法」第24条第2項については救急医療に協力している場合、例外として寄附金等の支出を認めていただきたい。	新潟市の急患診療センターは、新潟市が開設者、新潟市医師会が運営・管理し、市民の急患に対処し、当センターで対応できない重症患者は二次輪番病院に依頼している。小児科医の減少は当市においても例外ではなく、8医療機関でスタートした小児科二次輪番病院も、平成16年度から5医療機関に減少した為、窮余の策として新潟大学小児科に週1回の条件で依頼した。平成16年度の二次輪番病院に搬送された小児救急患者は、一日平均約7人であり、新潟大学小児科としても通常の当直スタッフとは別に医師や看護師等を配置する必要があり、人件費等の待機料が必要となる。	平成16年度小児科二次輪番病院受診患者数2,517名
地方税法第447条 地方税法施行規則第16条	自動車保有関係の手續きに關しては、各市町村の判断で法に則った制度の運用を行っている。	D		原動機付自転車に係る軽自動車税の申告書等は省令様式が定められている。原動機付自転車の取得、譲渡、廃車等に係る手續は、統一様式により行われている。原動機付自転車の保有に関する手續については、市町村以外の行政機関への届出等はなく、市町村の税担当窓口に対してのみ一回(ワンストップ)で完結するものとなっている。なお、自賠責保険の手續に關しては、当省は所管していない。		ZA080043	総務省	原付二輪車のワンストップサービスの対象化	5095	5095A006	1	損害保険労働組合連合会	6	原付二輪車のワンストップサービスの対象化	現在、地方自治体への届出制となっている原付二輪車について、市町村ごとに異なる届出・変更等の手續きを統一した上で、ワンストップサービスの対象とするよう検討したい。	自賠責保険の異動・解約事務の必要書類の取り寄せが確実・簡易に行えることにより、契約者サービスの向上と事務効率化が図られる。	自賠責保険の契約者が転居等を行った場合に、市町村ごとに手続きや様式が異なることから、自賠責保険の異動・解約等の際の書類の取り付けに支障をきたすケースがある。自賠責保険が国による強制保険であることをふまえて、契約者サービスの向上の観点から、市町村がワンストップサービスのインフラに参加できるような仕組みを検討したい。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
地方自治法第232条の5	第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。 2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算私、前金私、繰替私、隔地私又は口座振替の方法によつてこれをすることができ、	d	-	地方公共団体の支出についてクレジットカードを活用する場合、クレジットカードを用いる職員が支出負担行為を行う権限はもとより、必要に応じ、支払をする権限、公金を保管する権限、物品の出納・保管をする権限等の長や出納長・収入役の権限のうち所要の権限について地方自治法の規定により委任を受けている必要がある。 ただし、職員によるクレジットカードの使用は、通常の長の支出命令に基づく出納長・収入役による支払ではないため、公金の保管や物品の出納・保管、支出の決定等の責任の所在が曖昧となり、また、第三者によるチェックが有効に機能できないことが懸念されるため、公金の保管・支出手続の透明性、確実性、公正性等を確実に確保することに十分留意しつつ、所要の手続等について財務会計規則等に明確に規定した上で、住民に疑念を持たれることがないよう慎重な運用に努めるべきである。 また、職員による支出の際においても、物品の購入等については、地方自治法・地方自治法施行令の規定により契約を実施する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項に規定する随意契約によることができる事由に該当する場合に限られること等の支払以外の関連規定にも十分留意する必要がある。		ZA080044	総務省	地方公共団体の支出におけるクレジットカード払いの可能化	5098	5098A001	1	株式会社日本総合研究所 三井住友カード株式会社	1	地方公共団体の支出におけるクレジットカード払いの可能化	地方自治法第232条の5との関係において、クレジットカードによる支出を可能とさせていただきたい。(もし現在でも可能であるならばその旨明示していただきたい。また、その他の規定でクレジットカード払いを妨げている規定がもしあるならば、その規定及び問題の所在を教えて頂き、クレジットカード払いを可能とするよう改正していただきたい。)	地方公共団体の物品調達費、出張経費、車両関係費等、支出全般におけるクレジットカード払いの導入	地方自治法232条の5では、「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。」と規定しているところ、仮に物品等供給店舗が自治体に対する債権者となる場合はクレジットカード会社が間に介在するカード払いが認められないと考えられるが、他方で店舗からカード会社に債権譲渡して、カード会社が自治体に対する債権者となる形式であれば同様に抵触せず可能であると考え、債権譲渡契約の場合、クレジットカード加盟店でクレジットカードにより支払いをした場合、加盟店との契約により、加盟店からカード会社に所定の売上票が到着した時点で、加盟店からカード会社に債権が譲渡される。したがって、地方公共団体の支出をクレジットカードで行った場合も、債権者はカード会社となる。また、カード会員からカード会社への支払いは口座振替により行われるのが一般的であることから、地方自治法第232条の5には抵触しないものとする。クレジットカード払いの活用による効果として、導入側の地方公共団体においては、調達プロセスの簡素化、会計処理の単純化、支払業務の軽減等が可能となり、事務コストの削減、職員の生産性向上を図ることができると考えられる。また、取引業者側においても、請求事務・入金管理業務等のコスト削減や、代金回収の早期化によるキャッシュフローの改善等、メリットが多い。また、カード会社が介在することにより、取引データの提供による詳細な支出分析、モニタリング等も可能となり、透明性の向上にも寄与するものである。尚、米國政府では、クレジットカードの活用によるコスト削減額は、年間14億ドルと推定している。(2004年度実績、米國一般調達局(GSA)試算)日本の行政9庁においても、これらの事例の検証も併せてお願いしたい。	
著作権法第2条第1項第7号の2、同項第9号の2、同項第9号の4)	著作権法第2条において、「放送」、「有線放送」、「自動公衆送信」についてそれぞれ定義が規定されております。	e		今回いただきました要望は、ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送が著作権法上「有線放送」に該当するか否かについて明確にすべきこととありますが、ご要望事項は「規制」に関するものではないと思われず、 本要望事項につきましては、「知的財産推進計画2005」において、「映画や放送番組などのコンテンツのブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送における活用に向けて、2005年度も引き続き関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置付けについて、市場や国際的な動向も踏まえつつ検討を行うなどにより、そのようなコンテンツの活用を促進する。」とされているところであり、今後関係府省と協力して、引き続き検討を進めてまいりたいと予定しております。		ZA080045	文部科学省 総務省	ブロードバンドを利用した電気通信役務利用放送の著作権法上の位置付けの明確化	5107	5107A002	1	KDDI株式会社	2	ブロードバンドを利用した電気通信役務利用放送の著作権法上の位置付けの明確化	ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送の著作権法上の位置付けについて期限を付して検討するとともに、とりわけ、同放送における地上波および衛星放送の同時再送信が著作権法第2条第1項第9号の2の有線放送に該当することを明確にすべきである。	電気通信役務 (FTTH) を利用した放送によって、地上波および衛星放送の同時再送信を行いたい。 しかしながら、電気通信役務利用放送については、著作権法上、有線放送に該当するの自動公衆送信(著作権法第2条第1項第9号の4)に該当していない。	ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送は、デジタルテレビの是正や地上デジタル放送の整備を実現する上で重要な役割を担うものとして注目されており、同様の目的で送信されている他形態の電気通信役務利用放送との公正な競争条件を確保する上でも、同放送の著作権法上の位置付けを明確にすべきである。 なお、米國、イタリア、フランス、香港では、既に同方式による放送の同時再送信が行われている。	本件については、「知的財産推進計画2004」において、「こうしたコンテンツがブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送において有効に活用されるよう、2004年度も引き続き権利者等の関係者間の協議を奨励するとともに、著作権法上の位置付けについて、市場や国際的な動向を踏まえつつ2004年度に検討する。」とされているところである。